

第6回

食品表示一元化検討会

平成24年2月21日（火）

午前10時00分 開会

○池戸座長 それでは、みなさん、おはようございます。朝早くからお疲れさまです。定刻になりましたので、ただいまから第6回の食品表示一元化検討会を開催いたします。今日の出席状況ですが、上谷委員がご欠席との連絡をいただいております。今回は、食品表示一元化に向けた中間論点整理（案）について、ご議論をいただきたいと思っております。

なお、前回検討会までに、委員のみなさま方にご議論いただきました内容を踏まえ、論点やそれについての主な考え方、それから各委員からいただきましたご指摘等について、事務局において資料を整理していただいた次第です。

そこで、まず事務局から資料のご説明をいただきまして、その上で議論を進めてまいりたいと思っております。

なお、今日は12時に終了する予定にしております。円滑な議事の進行にご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここで、恐れ入りますけれども、カメラの方につきましては、ご退席をお願いいたしたいと思います。報道関係の方も座席のほうにお移りいただきますよう、お願ひいたします。ありがとうございます。

（報道陣退席、移動）

○池戸座長 議事に入る前に、まず事務局から、今日お配りしている資料のご確認をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○平山企画官 では、私のほうから資料の確認をさせていただきたいと思います。

議事次第の中に、配付資料一覧がございますが、今日は3種類ほど資料を用意しております。

まず食品表示一元化に向けた中間論点（案）でございます。

それから、横長の資料でございますけれども、参考資料1として、中間論点整理の補足資料というものを用意しております。

それから参考資料2として、食品表示に関する消費者意向等調査（Webアンケート結果）というもの、この資料をお手元に用意しております。それで、議事次第に書いてございませんけれども、市川委員、森田委員から、資料をご提供いただいておりますので、参考資料として配付しております。よろしゅうございましょうか。

議論の途中でも、落丁や欠落等がございましたら、ご指摘いただきたいと思います。

それから、ここで前回の検討会の中で、山根委員からトランス脂肪酸の件について、昨年、指針を公表いたしまして、その後の対応状況を説明していただきたいということがございましたので、私のほうから簡単にご報告させていただきたいと思います。

ご案内のとおり、昨年2月にトランス脂肪酸の情報開示に関する指針を公表させていただいたところでございます。その後、その指針を踏まえまして、食品事業者のみなさまがいろいろ取り組まれているということで、例えばインターネット等を活用して、わかる範

囲で調べさせていただいたところでございますけれども、自社のホームページにトランス脂肪酸等の含有量を表示するということで表示の取組を進めているという事例が複数あったところでございます。

その他には、例えば、トランス脂肪酸が低い、低トランス脂肪酸オイルといいましょうか、そういうものを導入されている等、トランス脂肪酸の低減に関する努力をされているという事例とか、あと自社のホームページに、いわゆるQ&A、例えばトランス脂肪酸は何ですかといったことについての情報を載せて、情報開示に努めている取組がなされています。

消費者庁におきましては、昨年でございますけれども、いろいろその分析方法等の詳細について検討する必要があったところでございまして、今、研究を進めてございます。この結果を踏まえて、24年度、今年の4月以降でございますけれども、いわゆるトランス脂肪酸のQ&Aというものをつくる予定にしてございます。できた段階ではみなさまに公表したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

簡単でございますが、トランス脂肪酸の関係のご報告でございました。

○池戸座長 ありがとうございました。

今のところよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

それで、今日の議題は、中間論点整理ということになっております。この議論に入る前に、私のこれは判断なのですが、最終的には6月末に取りまとめるということで、これは1回目のところで意思統一があったと思うのですが、そのスケジュールの中で、この検討会の使命といいますか、この中間論点の位置付けというのもはっきりしておいたほうが良いのではないかなと思っております。

事務局のほうで、いろいろ委員のみなさま方のご意見をお伺いしていると、今回出すものが中間報告的な位置付けという、そういうお考えの方もおられたようなんですが、正直言って、今まで5回議論していまして、いろいろなご意見が出ていましたけれども、それ完全にまとめるというようなところまでもちろんいっていなくて、それぞれの考え方が出てきたということじゃないかと、私自身はそう思っております。

すなわち、最終的には6月までにまとめなければいけないということですが、現段階では中間論点の整理、この委員会の中でこういうような課題が出て整理しました、こういう考え方もありますということで整理しました、そういう形の段階だと思います。

それで、この後、仮にいろいろな意見が出て、多分スケジュールとの関係もあるでしょうけれども、6月までに最終的には我々として報告書を出さなければいけない、すなわち中身ができるだけまとめるということになりますので、その辺を今後のやり方も含めて事前にご確認をさせていただきたいと思っております。事務局のほうで、その辺をどういうお考えかをちょっとお聞かせいただいたほうが良いのかなと思っております。よろしいですか。

○増田課長 それでは、今後の進め方ですけれども、事務局として考えておりますのは、今回のこの中間論点整理、これをもとにどういうものが望ましいのかということについて、幅広く意見を聞くということをしたいと思っております。それで、そういった様々な人の意見を踏まえて、パブリックコメント終了後に、この検討会のほうでもこれらの意見も踏まえて、検討会としての取りまとめを行っていくという段取りをしております。

取りまとめに何回費やすかとか、どのぐらい時間がかかるかといったことについては、もちろんその時々の状況を見ながらやっていきたいと思っております。回数を増やすということももちろんありますし、6月を7月にするということもあるのかもしれませんけれども、いずれそれはパブリックコメントが終わった後、取りまとめの作業に入りますので、その状況を見ながらまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

私自身も、以前ちょっとご発言させていただいたように、これまでの議論の課題の中にも必ずしも専門家が入っている内容ばかりでもなかったと思いますし、まだ十分議論を尽くしているとも思っておりませんので、とりあえず広く今までの検討会、今日を含めて多分6回になるかと思うんですが、それを踏まえた上で幅広く国民の意見をお聞きした上で、それをまた材料として議論を進めていくということで、進め方についてはかなり密度濃く、これからその後、委員のみなさま方のご協力のもとで検討していかなければならぬという状況になるかと思いますけれども、そういう位置付けで今日の議論をしていただけるとありがたいと思っております。

どうぞ。

○中村委員 進め方に関する質問なんですが、表示のこの検討会が、現行の体系を含めた上、目的とか表示対象とか表示事項について議論されているわけですけれども、確かに以前、10年ほど前に、農林水産大臣と厚生労働大臣とが表示についての私的諮問機関をつくられてご議論されたときには、こういった制度の中で監視体制とは正措置についても議論されて、それで提言等まとめられたと思うんですね。

したがって、質問というのは、今回は、そういった監視体制とか是正措置については今後も検討の対象にされるのか、あるいはされないのか、それを1つだけ伺いたい。

○増田課長 私どもが考えています今回の検討会での議論の対象は、基本的には今回この中間論点整理に出ております、消費者にとってどういう情報を提供する、どういう表示をすると消費者にとって表示が見やすいのか、伝わりやすいのかということを中心に議論をしていくということを考えております。

そういう意味では、監視体制等については明示的にそれを議論するということは考えておりません。基本的には現状の仕組みを維持するということを考えております。

○池戸座長 よろしいですか。

どうぞ、鬼武委員。

○鬼武委員 今回6回目までで中間のところの論点ということで、経緯の説明・話はわかり、進んできたということは理解できたのですけれども、最終報告ということで、要するにこの委員会の中で委員としていろいろ意見を出して、それで報告としては1つの方向性なり考え方としてなり勧告なりが、この検討会でまとめられるという理解で良いのですか。その辺が少しわからなくて質問しています。要するに、まとめられるというのは何がまとめられるかというのが私は全くわからなくて、ただ委員のいろいろな意見があつてそれらを羅列だけでは私はだめだと思いますし、その辺はどのようにお考えですか、最終報告書の中身についてお尋ねします。

○池戸座長 私は、最初の委員会のスタートのときの事務局の趣旨からいいまして、まとめる方向に行くというのを前提で議論していただくということで判断しておりますけれども、事務局のほうにご確認をしていただきたいと思います。

○増田課長 報告書をどういった形にするかは、もちろん、今後議論される点ですから、現時点での確定的なことを申し上げるわけではありませんけれども、当方がイメージとして持っている形としては、まず、今回、主な考え方として中間論点整理の中で示しているいくつかの考え方をございます。もちろん、このうち1つを選ぶというものでもありませんし、別の案があるのかもしれませんし、折衷的なものになるかもしれません。お示ししたいくつかの考え方をもとに、どの方向が基本的に望ましいかという形に集約する、要するにそういうものを1つ、各項目についてこれが一番望ましいというところまで集約できれば最も望ましいと思います。ですが、それは項目によっては集約されるところもありますし、両論併記というか複数の意見になるものはあるのかもしれません。理想を言えば、各項目について最も望ましいものとして1つが決まるという姿をイメージしております。

○池戸座長 今、極めて抽象的なお答えだったのですが、多分、それは現時点では抽象的な言い方しかできない状況だと思います。今のままの議論ですとね。

ですから、やはり、今はっきりしているのは、少なくとも総論が3つで各論が2つのところを議論するということになっていますので、そこら辺の議題の中身によっても、かなり中身の結論の仕方が変わってくるんじゃないかなと思っております。

ですが、心構えとしては、まとめる方向にできるだけ持っていきたいということでお願いしたいと思っていますけれども。

はい、どうぞ。

○山根委員 確認なんですけれども、そうしますと、検討会の中でも時々出ましたけれども、添加物表示をどういうふうにするかですとか、遺伝子組換え表示をどういうふうに見直すかとか、期限表示とか、あと健康食品の表示とか規制をどうするとか、そういったことは6月のまとめ以降にまた別途検討の場があるというようなことで考えてよろしいでしょうか。

○増田課長 今仰られた個別の各項目について、そもそもどういう表示が良いのかというのは、ある意味日常の業務ベースでも常に見直しは行われていますし、今の枠組みでいえ

ば、消費者委員会等にこちらから状況報告して議論をいただいて、必要であれば表示を直すというのは日常的にやっております。

個々の表示事項について何が良いのかというのは、日常の業務でもやっておるわけです。この検討会において、今仰ったような「添加物の表示はそもそもどうすべきなのか」といった個別のことと、この検討会で1個1個議論していくということは基本的には考えておりません。

ただ、これはこれからパブリックコメント等での意見にもよりますが、もし見直すべきものが多々あって、「ここについては見直すべき」ということが検討会の意見として集約されるのであれば、それは今後、検討すべき個別の課題なりとして挙げていくことはあるかと思いますけれども、検討会の場で個別に議論をするということは、少なくとも現時点では考えておりません。

○山根委員 この検討会で議論ということではないにしても、今挙げたような個別の課題は、新しい法律をつくる上ではとても重要なところだと思いますので、通常の検討ができるから、それは議論する必要はないということではないと思いますので、何とか、他の委員も言っていると思いますけど、それぞれのワーキングをつくるようなことで、きちんと対応いただきたいと思います。

○池戸座長 二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 この検討会の、予定されている6月の取りまとめの獲得目標というか、何かいよいよ不鮮明になってきてしまって、ちょっと困るんですけども。

例えば個別の表示事項とかそういうものは日常的な業務で、それは当然のことだとは思うんですけども、一方で、例えば健康増進法の栄養表示基準について義務化という個別課題でも提起されていて、そうなると新たに表示事項が増えるという可能性を帯びているわけですよね。ですから、例えばこの後の議論でしょうけど、食品表示の目的について議論していくときに、栄養表示なら栄養表示ということが例えば国民の健康増進のために極めて重要だから、これを義務表示にしようといったら、それは表示項目が増えることであるし、何か先ほどのご説明では、ちょっと納得できないというか、今後の議論、ますますあっち飛びこっち飛びというような気がして拡散するような感じもして、もう少しイメージを形づけるようにご説明いただければと思います。

○増田課長 すみません、そういう意味では説明が大変不足しておりました。

今までの議論で取り上げてきております、この栄養表示と加工食品の原料原産地のあり方については、今まで議論していただきましたし、これについてはパブリックコメントでも意見を聞きますし、報告書にも取りまとめの方向を書いていっていただきたいというふうに思っております。すみません、その点は訂正します。

その上で、それ以外に委員が仰られたことについては、今回の検討会の報告書にそれどれどういうふうにするということまで具体的なことを書くという考えはないということです。すみません、訂正いたします。

○池戸座長　迫委員。

○迫委員　今回の検討会そのものが目指していることとして、一元化の法律作成のためのベースラインとして目的その他の文言の整理をきちっとしていくということ、それから3法を一元化していく中で関連する中身をどうするのか、その基本方針を立てるということ。その部分は大変よくわかりました。

その中で、法をつくるときにやっぱり監視体制の問題で、この3法の監視体制を一元化していったときにどういうふうにしていくのか。これはかなり大きな問題ですし、法をつくる段階でこの監視体制をどうするのかというところを条文として書き込んでいかないと、実効性のあるものにはなっていかないのではないか。

監視体制は正措置については今回の検討会ではそこまでの詳細に触れないということであれば、議論の経緯の中で、「改めて整理する必要がある」とか、そういう文言でまとめしていくことでも可能と思います。

これも改めてきちっとつくっていただく必要があるだろうというふうに思っておりますので、ちょっと触れさせていただきました。

○池戸座長　今のはご意見という形でお伺いしておきます。

手島委員、お願いします。

○手島委員　この一元化の中では、大筋の議論をするということで、なるべく3法を一元化して、お互いに矛盾点とかを整理していくというふうなことで進んでいくということで理解しているんですけども、個別の各項目、これはそれぞれやはり重要な問題でありますので、監視体制がそれぞれについてまたあるということになりますので、個々についての議論をするということをワーキンググループなり、そういういた監視体制も含めて議論するというふうな体制を、まとめました後つくっていただきたいと思います。

○池戸座長　おそらく、先ほどから監視体制のお話が出ていますが、この制度で例えば義務化とか任意とかそういう議論の中で、どうしてもペナルティの問題なんかも抱き合わせになると重要な点として関連してきますから、そういう観点での議論というのは当然出ざるを得ないと思います。

はい、どうぞ、仲谷委員。

○仲谷委員　今回は食品表示の一元化ということでございまして、私どもチェーンストア協会では、加工食品だけではなくて生鮮食品も取り扱っております。今回の議論というのが、いわゆる今後の議論をする中で、私たちはやっぱりいろいろなことを考えるわけですが、1つは容器包装された加工食品の表示であるということと、もう1つは、今出ております3法についての整合性を検討すると、その範疇（はんちゅう）での整合性であると、こういう判断でよろしいかどうかという、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○池戸座長　生鮮なんかも対象になるかどうか、そういう議論をして良いかと、そういうことですね。

○増田課長 3法は基本的に3法と考えております。容器包装については、これの中にはありますけれど、適用範囲をどうするかという話で、容器包装の部分でも、もちろん今、表示義務がないものもありますが、それについては議論としては対象に含めたいと思っております。

生鮮については、パブリックコメント等で意見が出れば全く排除するものではないのですけれども、基本的に今の表示事項を大きく変えるという議論は、あまりないのかなというふうに、私どもとしては思っていて、議論の中心を容器包装された加工食品に置いているという状況です。

○池戸座長 森田委員。

○森田委員 今後の議論のまとめということで、総論を3つと各論2つについてまとめていくということで理解はいたしました。

その上で、今日の中間論点整理なんですけれども、最終のゴールに行くに当たって、今の段階で、例えば総論の1つの中に多いものは6個も7個も主な考え方が出ていて、委員の指摘等というのがその後で出ていて、主な考え方と委員の指摘等にダブっているものもあるし、これだとやはり、来月パブリックコメントを出すときに、もう少しこれは整理していくかないと、見る側はわかりにくいんではないかと思います。関連する委員の指摘等も表現等ばらばらで文章はそろえたほうが良いんじゃないかなと私、指摘申し上げたんですが、これは他の方の委員の意見なので事務局としてはなかなかいじれないということもありました。それにしても、もう少しきれいに整理をする作業をここでみなさんに了承をとって、中身を見やすいものに今日していくという作業はできないでしょうか。議論が集約して、最終的にきちんと報告書としてまとめるのであれば、もうちょっとそれに近い形にしたほうがよろしいのではないかという提案です。

○池戸座長 ありがとうございます。

そういうご意見もありましたので、時間も限られていますから、とりあえず、今日の用意していただいた中間論点整理（案）ですか、ここを事務局のほうからご説明いただいて、どういう考え方でまとめたかですね、それで、それを踏まえて今のようなご意見もいただきたいと思っております。

それでは、事務局のほうで。

その前に、もう1つのお手元の資料で、前回アンケート調査ですね、ウェブの、これも非常に参考にすべきだという、そういうご意見がございましたので、とりあえずこの調査結果は、まだ最終的なところまでは、追加的に今やられているそうですけれども、取りまとまった段階のものをご説明いただいてから進めたほうがわかりやすいかと思いますので、まずそれを最初にお願いします。

○平山企画官 では、私のほうから、先だっての検討会でアンケートの項目につきご議論していただきまして、それを踏まえて調査をかけた結果がとりまとまりましたので、簡単にご報告申し上げます。

参考資料の2でございます。食品表示に関する消費者の意向等調査（Webアンケート結果）というもの、横長の資料でございます。

1枚おめくりいただきますと、2ページ目でございますけれども、こここの3というところで調査対象ということでございますけれども、20歳以上の方にお聞きして、有効サンプル数はそこにございますように1,083人、約1,000人程度ということでございまして、調査をいたしました。

その右側に、5といたしまして、回答者の属性ということで、男女比とか、あと年齢構成、職業構成もご参考までに載せております。

それで、5ページ目のほうに飛んでいただきたいと思うんですけれども、順次、質問ごとに状況を簡単にかいつまんでご説明いたしたいと思います。5ページ目でございますけれども、これはまず、ご自分とか同居する方のために、食品をどれぐらい買いますかということでございますけれども、一番多かった答えは、下の左の円グラフでございますけれども、週に数回は買い物に行っているというのが一番多かったということでございます。

それから「ほぼ毎日している」という方も約16%ございまして、4分の3程度の方が、かなりの頻度で買われているということがうかがえるかと思います。

その右のグラフは、年齢、あと男女比の構成でございますけれども、やはり50代の女性、それから60歳以上の女性というのがほぼ9割以上、ほぼ100%に近いぐらいの水準で買い物をされているということでございます。

一方、頻度の低い方。男性の方の頻度が低めなわけですけれども、それでも40代の男性の半分ぐらいの方は週に最低でも数回は買い物に行かれているということで、多かれ少なかれ、みなさんが店頭に行って買われているということがうかがえるかと思います。

それから、6ページ目のほうに行っていただきますと、これは実際に、ご自宅で調理するかどうかということでございますけれども、これも左の円グラフをご覧いただきますと、「ほぼ毎日している」という回答が45%ちょっとと。それから、「週に数回している」という回答が17%ぐらいということでございまして、過半数の方がほぼ、週に数回以上は調理しているということがうかがえるかと思っております。

それで、男女比の構成でございますけれども、やはり女性の方が多いということで、一方、男性の方は、例えば50代の男性は23%ということで、4分の1程度しかつくっておられないということがうかがえたところでございます。

それから、7ページのほうに行っていただきますと、これは、どこで買われますかということをお伺いしておりますと、スーパーマーケットで買われるという方が多かったということでございます。ほぼ「週に3～4回以上利用している」方ですと、45%近くがスーパーマーケットを使っていると。その次にコンビニエンスストアということでございます。

「週に1～2回利用している」というところまでを含めると、8割の方がスーパーマーケットを利用しているということでございます。

インターネット通信販売とか、あとカタログ、テレビ通販ということでございますけれども、

ども、ここはそれ以外の項目に比べると、やっぱりまだまだ利用の頻度というのが多くないというところが見てとれるかなと思っております。

それから、8ページ目のほうに行っていただきますと、ここは店頭で買われる場合、何をご覧になりますかということでございますけれども、やはり多かったのは「価格」、これは8割強の方がご覧になっているということでございます。

順に「期限表示」、それから「商品名」、「一括表示」、「メーカー、ブランド名」、「栄養表示」という順になっているところでございます。

それから、9ページ目でございますけれども、これは男女比でどういうことになっているかということでございますけれども、例えば左上でございまして「価格」、これはどのグループも7割以上の方がご覧になっているということで、特に20代の方では9割以上は価格を見ているということでございました。

それから、次は「期限」でございますけれども、これもどの年代でも7割以上、特に女性の方の7割以上はご覧になっているということなんんですけど、男性の方ですね、30代、40代では6割程度ということで、若干低いところがあったということでございます。

それから、「一括表示」でございますけれども、食品を購入する頻度が低かった20代の方は、「一括表示」を見る割合というのが4割弱ということでございましたが、それ以外の年代では半数以上の方がご覧になっているというところでございました

一方、男性の方は60歳以上で4割を超えたんですけれども、それ以外の年代では3割程度ということでございました。

あと、「栄養表示」については、男性より女性がよくご覧になるという傾向にあるということが見てとれるかなと思ってございます。

それから、10ページ目のほうにまいりますと、参考にしている項目ということでございますけれども、これも先ほどの調査と若干似ているところがあるんですけども、一番多いのは「価格」ということでございました。それから、いわゆる「期限表示」、それから「原材料名」、「内容量」、「輸入品の原産国・製造国」、「原料原産地名」という順に続いているということでございました。

それから11ページに行っていただきますと、若干見にくい表になって申し訳ないんですけども、参考にしている理由は何ですかというものをお伺いしました。赤字の部分が、それぞれの項目ごとに多いと思われる理由を載せているわけでございますけれども、縦にご覧いただきますと、「安全性を確かめるため」というところに赤字が多うございますので、それを確認するためにご覧になっているというところでございます。次いで、「品質を確認するため」と、それから「好みに合わせた商品を選択するため」という順番になってございます。

それから、12ページのほうにまいりますと、ここはよく見つけられますかということをお伺いいたしました。ぱっと見て、自分の探している項目が見つけられるかということでございますけれども、一番見つけやすいというのは「名称」ということでございます。そ

れから「原材料名」、「内容量」、「消費期限・賞味期限」、それから「製造者の名称及び所在地」の順になっているところでございました。

それから、13ページのほうに行っていただきますと、逆に見つけられなかつたものについて、何で見つけられなかつたかということをお伺いしております。

これも先ほどの表と同じように赤字の部分が一番多かった理由でございまして、これを縦にご覧いただきますと、「表示事項が多すぎて見つけにくい」というところが多かつたかなと思っております。それから、それに次いで「文字が小さすぎて見つけにくい」というところでございました。中には、「期限表示」、「遺伝子組換え表示」、「アレルギー表示」、これらについては、目立たないところにあるので見つけにくいという意見も多うございました。

それから、14ページにまいりますと、ここはわかりにくいかどうかというものをお伺いしております。それで、上位のほうがわかりやすいということなんですかけれども、「名称」、「内容量」、「原材料名」、「期限表示」、「製造者の名称・所在地」、こういうのはわかりやすいということでございまして、片や下位のほうがどちらかというとわかりにくいということでございますけれども、「添加物の表示」、「遺伝子組換え表示」、「食べ方、調理方法に関する事項」、それから一番下、「アレルギーの表示」と。これはわかりやすい方が半分おられましたけれども、わかりにくの方も半分おられると、かなり拮抗しているという結果が見てとれるかと思っております。

それで15ページに行っていただきますと、これも理由をお聞きしております、何でわかりにくいかということがござりますけど、ここはご覧いただくとわかるように、「文字が小さいために分かりにくい」というところが一番多うございました。

順番でいきますと、「商品によって表示の仕方が違うので分かりにくい」、それから、「記載内容が多すぎて分かりにくい」という順番でございました。

それから、16ページのほうに行きますと、これは加工食品を買われる場合に、今書いてあるものに加えてどういったものを入れてほしいかということでございます。これは自由にご意見を頂戴したところでございますけれども、これも多いもの順に書かせていただいております。去年、地震がございましたので、そういうことを踏まえてご覧いただきたいと思うんですけど、そういうことでいくと、「原料の原産地名」を教えてほしいという声が一番多うございました。理由のところでも、一番上のところに「放射性物質が気になるから」ということでございましたので、これは最近のトレンドを反映しているのかなというところがございます。

続いて、「栄養成分関連」、それから、3つ目に「放射能関連」が入ってきております。その後、「製造年月日」、「開封後の取り扱い」ということが若干ございます。以下、「調理方法」というところに続いているところでございます。

それから17ページのほうにまいりますと、これは2択か3択ということで、わかりやすい表示にするためにどうしたことが必要かということをお聞きしてございます。問い合わせの12

は、文字の大きさと情報量について、どちらが良いですかといった場合に、7割ちょっとの方が、表示項目を絞って文字を大きくしてほしいということがございました。ただ、やはり小さい文字でも多くの情報を載せてほしいという方もやっぱり27%ぐらいおられるということでございます。

それから、容器包装以外の媒体の活用の方法でございますけれども、これはほぼ半数に割れまして、なるべくパッケージに表示してほしいという方が半分おられる一方で、それ以外のウェブとかポップ表示でも良いという方も半数おられる。これは拮抗しているところでございました

それから、18ページのほうにまいりますと、問14、これがルールの話でございまして、これは7割ちょっとの方が「多くの食品でルールができる限り統一」してほしいというところでございました。

それから中段、問15ですけれども、添加物の話。これは3つほど選択肢を用意したんですけども、原料か添加物かわかるように「項目を別立てで表示」してほしいということについて7割弱のご意見があつたということでございます。

それから添加物の表示も、「用途名」を書いてほしいという方が7割ちょっとおられたというところでございます。

それから、19ページ目でございますけれども、ここはわかりやすい表示方法ということでございまして、パッケージ以外の情報伝達手段として、使っておられるというものはどうですかと聞いたところ、一番多かったのは、店頭でポップとか貼り紙を見ているということ。それから二番目に、パソコン等を使ってウェブサイトをご覧になっているということ。それから、いわゆるQRコードを使っているということが続いております。

下のほうは、例えばパッケージの問い合わせ窓口の電話番号を表示するとか、あと詳細な情報を記載した紙の同封とか、あと店員にお聞きになるといったことは、どちらかというと割合としては少なかつたということでございます。

それから、20ページ目でございますけれども、これは最後に食品表示について、いろいろなご要望を賜りまして、自由に書いていただいたものを簡単に整理したものでございます。まず、全体についてということでございまして、正しい表示をしてもらえば良いというご意見とか、現状のままで良いと、余り詳しく書いても理解しにくい等という意見がございました。

それから、原材料、食品添加物についても、例えば一番上、「香辛料の中身がよく分からないので詳細な名前を書いてほしい」という意見等がございました。

それから、遺伝子組換え表示につきましては、不要なので載せなくても良いというご意見がある一方で、食材についてきちんと書いてほしいというご意見がございました。

栄養表示につきましては、例えば「カロリーさえわかれば良い」というご意見もありましたけれども、コレステロールとか、いろいろな「項目を増やしてほしい」というご意見もございました。

それから、アレルギー表示につきましては、「その旨の注意を表示してほしい」というご意見がありました。

その他としてまとめさせていただいておりますけれども、例えば期限表示等は表に書いてほしいということとか、製造者、販売者が違う場合によくわからない、迷うというようなご意見がありました。

私のほうから、駆足でございますけれども、アンケート調査について簡単にご紹介させていただきました。

○池戸座長 ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問とかご確認したいことがございましたら、どうぞ。

では、こちらから順番に。鬼武委員。

○鬼武委員 消費者の最新の意識調査として、貴重な資料だと思います。先ほどは全体的まとめとして、総論的なものが3つと、あと各論2つに関連して、これら論点とも関連するのですけど、現行の義務表示の中でも、明らかに見直さないといけないような項目もあると考えられます。例えば今資料を見て気づいただけですけれども、11ページの表で見てもらうと、加工食品の原料原産地の拡大の議論にも直接関係するのだと思いますが、これまでの共同会議のところでは、加工食品の原料原産地というのは、安全性とは直接関係ではありませんというふうに、農林水産省及び厚生労働省の管轄であった行政の説明ではありました。しかし、今回の調査結果では明らかに63%の人が安全性を確認するためにチョイスをしているのだということで、これは現行の原料原産地の義務表示自体の持っている限界なり、それが消費者に正しく伝わっていないというふうに、私は読みとれると思います。

それから、これを見てみると、あとは15ページです。これも実に重要な指摘であって、実は現行の義務表示が結構いっぱいといいますか、スペースがないということですけれども、それでさらに、例えば栄養表示が入れるなり、いろいろな形で義務表示が追加されるということとこれは逆行するのですね。いわゆるわかりやすさなり見やすさということになるとスペースの広さと反比例にあります。だから、これもすごく重要な指摘であるでしょう。

例えば、16ページのいわゆる期限表示については、もう既に十何年前から製造年月日から期限表示に変えて、そのことについては十分に周知徹底したはずですけれども、まだ製造年月日についての認識のほうが意識は高いということで、これは直接的に総論と各論のところで関係もしてきます。今後の議論の中でぜひ、こういう点も消費者庁のほうがさらに詳細な分析をして、現行の義務表示の持っている限界と、もしくは改善するのであればそこまでの論点整理というのを持っていけるような形が必要ではないかというふうに、報告を聞いていて思いました。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

市川委員、お願いします。

○市川委員 貴重なウェブ調査のデータだとは思います。この調査票について意見を求められたときに、実は問5、でどの表示を見ますかというところで、ぜひ義務表示だけにまずは聞いたほうが良いんじゃないかという意見を出したんですが、そういうのをもし取り入れてくださいれば、本当に義務表示にどれくらい関心を持ってちゃんと見ているのか見ていないのかあたりも、このウェブアンケートで本当はデータが取れたのにななど、ちょっと残念でなりません。

それから、11ページのところで、鬼武委員のご発言にもあったんですが、安全性を確かめるためということで、消費者の人たちが誤解をしているという、その中に、原料原産地や、添加物、遺伝子組換え食品の表示、その辺も考慮して設問をつくってほしいというお願いもしていたんです。アンケートというのはある意味学習効果もあるので、安易に消費者に対してこういうアンケートを取ることが、適切な理解を進めない、妨げにもなるということです私は懸念を持ちました。

以上です。

○池戸座長 では、中村委員。

○中村委員 調査は、国民全体の母集団から考えたときには、ウェブを使える人なんですね。したがって、結論のほうで持ってきている、パソコンとかウェブで便利だとかいうような話とか、そうしたほうが良いんじゃないかというようなこととか、あるいは最終ページあたりで、ウェブで情報を詳細に見られるようにするという人が多かったという、そういう結論には持ってこられないんじゃないかと思う。要は母集団と全く違う、ウェブを使える人に限った調査だということを、そこを、バイアスはあるのは当然なんですけれども、考慮していただく必要があるんじゃないかと思います。

○池戸座長 この調査は、まだ対面調査みたいなものも続けてやられているんでしたか。

○増田課長 終わっています。

○池戸座長 もう終わっているのですか。そうすると、また、これプラスアルファの結果が一応示されるのですか。そうですよね。ありがとうございました。

はい、丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 19ページの「わかりやすい表示の方法③」というところで、質問なんですが、先ほど言わされた、いわゆる情報格差はインターネット社会になってどんどん広がっているということを1つは踏まえたほうが良いというふうに思いますということ。

それから、これのみずからの行動として今やっているということを聞いているのか、それともやるかもしれないということを聞いているのか。その辺がちょっとわからないので教えていただきたいということ。

それから、聞くときにどんなことを、みずから、言い方悪いけどそこまでして情報を取りたいというものという、それはどういう項目なのかということをちょっと教えていただ

きたい。

○池戸座長 今のご質問の、どの辺まで今回の調査でわかったかという。今お答えできますか。

○平山企画官 今、丸山委員からご質問がございました。今、そこにございますように19ページのQ17ということで、「容器包装以外による情報伝達手段で、あなたがいつでも利用すると思うものは何ですか」と。これは回答される方がご覧になっているということでございますので、そういう意味で確かにこの設問は、実際に今やっているものか、これからやりたいかというのは区別しないところがあるんですけども、多分、実際こういう設問があった場合に、それぞれの方が、今後、使いたいかどうかというものを考えるかなということでございます。若干そこは厳密に区別できていない部分があるかなと思っております。

それでよろしゅうございますか。

○丸山委員 質問したい、知りたい項目というのはどういう項目なんですか。

○平山企画官 表示内容ということですが、そこも限定はしておりませんので、設問としてもお伺いしていないということでございます。

○池戸座長 よろしいですか。

では、森委員。

○森委員 今回のこの調査結果を見せていただいて、今まで表示に関するこれだけ詳しい調査がなかなか行われていなかつたのかなと、非常に貴重なデータである思っております。

先ほど、鬼武委員のほうからもご指摘ありましたけれども、11ページの「安全性を確かめるため」という欄のところで、随分反応している項目が多くあります。例えば原料原産地の表示には、かなり消費者の方が安全性の期待をしていますが、表示に求めていることが違うのではないかと。私ども事業者としても、その辺は誤解のないように随分これまで努めてきておりまして、原料原産地表示によって安全性を確保できるものではございませんということを、お伝えはしてきているのですけれども、なかなかこれご理解いただいているのかなというふうに思っております。

基本的には、安全性というのは、食品事業者の原料の管理ですとか技術を踏まえて、日々努力してございますが、そういったものによって維持されてきているということあります。このことと、あと先ほどご紹介ありました16ページのほうにも、今後どういったものを表示として取り上げてほしいかというところで、やはり原料原産地に関しては、理由として、放射性物質が気になるからといったようなことがございます。これは先ほど事務局のご説明にもありましたように、調査した時期の影響もかなりあるのかなというふうに思いますけれども、根本的にはやはり、消費者の方の意識としては安全性といったことになっておりますので、表示をさせるかどうかということに関しては、十分議論をしていく必要があるのではないかと。

かえって逆に、表示をすることによって風評被害を惹起（じやっき）するとか、間違っ

たメッセージを与えるようなことになりはしないかといったところを、非常に懸念しているところでございます。

○池戸座長 山根委員。

○山根委員 加工食品の原料原産地拡大のことについては、後の論点整理のところで意見を述べたいと思います。

私は、消費者の誤解云々ということよりも、正しい産地情報をきちんと表示をして適切に判断させる、選択させるということで進めていただければと思っています。

それと、17ページで、文字を大きくする、小さくてもたくさんというところがありますけれども、これは私が考えても文字は大きいほうが見やすいですし、大きくしてほしいという希望はもちろんよくわかりますけれども、そのためにただ表示項目を絞れば良いというような、ここではそういう質問なわけなんですが、そのために表示項目を削るということではなくて、例えばこういうものを見ても、強調表示のようなものがものすごく大きな文字で書かれ、義務表示は小さくぎっしりというふうになっておりますので、そのあたりを直すことでかなり改善もできるというふうに思っています。

以上です。

○池戸座長 質問といいますか、みなさん、ご感想のほうが多かったような感じがしますけれども。

とりあえず、アンケートの結果、これは最終ではないのですが、この結果もまた頭に置かれて、次の議論のほうに反映していただければと思います。

それでは、中間論点整理（案）のほうのご説明をお願いしたいと思います。

○平山企画官 どうもありがとうございました。

続きまして、私のほうから中間論点整理（案）、これについて一括してまずご説明申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。食品表示一元化に向けた中間論点整理（案）でございます。

1ページ目でございますけれども、「はじめに」というところで1段落目と2段落目は、これまでの経緯等をまとめたものでございます。それから、3段落目でございますけれども、この中間論点整理の性格というか、先ほど増田からも申し上げましたとおり、これまでの検討会において議論された論点について、主な考え方、それから関連する意見を取りまとめて、現段階での検討会の議論を整理したものという位置付けでございます。

それから「また、」といったしまして、今後、行おうとしている意見募集でございますけど、これによって広く一般の方のご意見を募るということにしておりまして、これらの意見を踏まえて検討会の取りまとめということを行っていただきたいと思っておるところでございます。

それで、1枚おめくりいただきますと、2ページ以下が内容でございまして、構成いたしましては、まず論点を掲げまして、それから意見募集をする際に背景をご存じない方もおられるかと思いますので、簡単に論点が出てきた背景というものを整理しております。

それから、論点についての主な考え方ということですが、これまでご議論いただいた中で中心になろうかなと思っているものを事務局のほうでセレクトさせていただいております。

それから、その後に関連する委員のご指摘ということで、その主な考え方では拾い切れないものにつきまして、「委員の指摘等」ということで載せているところでございます。

中間論点整理（案）につきましては事前に委員のみなさまにお送りさせていただきまして、いくつかご意見を頂戴しまして、それで調整をさせていただいております。先週、お送りしたのですが、その後もさらに調整させていただいておりますので、先週送ったものとさらに内容が変わっているということだけ、あらかじめお断りさせていただきたいと思っております。

では、中身の説明でございます。2ページ目をご覧ください。

ここは論点の1ということで、「新たな食品表示制度の『目的』をどのような内容とするべきか」ということでございます。背景は飛ばさせていただきまして、「論点についての主な考え方」、これは4つ掲げさせていただいております。

まず、考え方1－1でございますけれども、ここはいわゆる合理的な商品選択というものの、これに加えまして、例えば衛生危害の発生防止とか、食品の安全の確保とか、あとは健康の増進、こういったものを、それぞれ重要でございますので、並列に対等の位置で目的に位置付けたらどうかということでございます。これが考え方の1－1でございます。

それから考え方1－2、これは食品の安全や国民の健康の増進については、商品選択の際の要素の1つということで位置付けまして、基本的には消費者の合理的な消費選択、これが直接的な目的としてはどうかということでございます。

それから、考え方1－3でございますけれども、これも委員の方からご指摘ございましたけれども、消費者基本法、この理念、これが図られるということが目的として重要ではないかということでございました。

それから、考え方1－4でございますけれども、これは3法の趣旨を踏まえるということですけれども、最終的には公衆衛生の向上というものに重点を置いたらどうかということでございます。

3ページのほうでございますけれども、ここは時間の関係で先に進ませていただきたいと思っております。

3ページの一番下ですね。いわゆる3法、これ以外にも例えば景品表示法を含め、いろいろなものを含めるべきではないかという意見がございましたので、それを踏まえた意見を一番最後に載せております。

それから、4ページ目でございますけれども、ここは2といたしまして、「食品表示の考え方について」ということでございます。

まず、論点2－1「新たな食品表示制度における表示事項はどうあるべきか」ということでございまして、ここは2つ用意してございます。1つが「義務表示事項について」と

いうことでございます。

考え方 2-1-1 でございますけれども、まずは一般消費者の方もわかりやすい事項とか、あと健康危害に直接関連する重要なこと、これを中心に義務化した上でパッケージに書いていただくと。それ以外の事項については事業者の方が、主体的な取組をいろいろと行っておられますので、それを尊重して任意表示としてはどうかということでございます。

それから、考え方 2-1-2 でございますけれども、現行で義務表示になつてない、いわゆる任意の表示事項を含めて、消費者の商品選択や安全確保の観点から、優先順位をご議論いただいて、例えば一番目からここまでを義務表示と、その範囲を再検討してはどうかというのが 2-1-2 でございます。

それから、考え方 2-1-3 は、現在の表示事項、これを最低限維持しつつ、例えば、消費者が関心を持っている表示事項、こういうものを増やしていく等、消費者にとってさらなる情報を提供するというようにするべきではないかというのが 2-1-3 でございます。

それから下、「義務表示事項以外の表示」ということでございますけれども、考え方 2-1-4 は、これは今でも事業者の方が自主的にいろいろ取り組まれているところでございますので、そういうことを通じた情報提供、これが大事だということで、その促進を施策として位置付けるということはどうかというのが 2-1-4 でございます。

それから考え方 2-1-5 は、義務表示事項の他に、表示するか否かは任意だけれども、表示する場合は一定のルールに従うと。これは、今の栄養表示がそれに該当する訳でございますけれども、栄養表示以外にもそういう事項を設けて、これについては、虚偽記載というものについて規制していこうというものでございます。

それから、考え方 2-1-6、例えばということでございますけれども、原材料を冠表示しているものについては原則として使用割合を表示させるということでございまして、いわゆる特定の場合、まさに消費者の方がそれを見て買うだろうというものについて義務付けるというやり方もあるのではないかというふうに考えております。

それから 5 ページについては、関連する指摘でございます。

それから 6 ページに進んでまいりますと、論点 2-2 というところでございまして、ここは「食品表示を分かりやすくするため、どのようなことに取り組むべきか」ということでございまして、ここは 2 つございます。

まず、「論点についての主な考え方」ということでございますけれども、考え方 2-2-1、まず表示がわかりにくいのは、その表示自体よりもその表示の制度、これがわかりにくいのだと。例えば、JAS 法、食品衛生法、健康増進法、この 3 法をまとめるだけでも分かりやすくなるのではないかということでございます。

それから、考え方 2-2-2、現在、法律ごとで異なる意味で使われている用語、例えば、JAS 法と食品衛生法というのは同じ用語でも定義が違うということがございますので、そういうものの統一・整理、これを図るべきではないかということでございます。

それから、「容器包装以外の表示媒体の活用」ということでございますけれども、例えば考え方2－2－3は、容器包装だけに表示するので、どうしてもパッケージ、面積が限られてわかりにくいいのではないかと。わかりやすくするためにには、表示項目に応じて、容器包装以外の媒体、店頭のポップとかウェブサイト等を活用した表示も認めてはどうかということでございます。

片や、考え方2－2－4でございますけれども、インターネットの表示を見られない方もおられるということもありますし、中小事業者の方、例えば、家族で経営されている事業者の中には、ご自分のホームページを持っておられない方もおられますので、容器包装に表示するということが基本ではないかということを載せております。

6ページの下のところにも、「関連する委員の指摘等」をまとめさせていただいております。

それから8ページ目のほうに進んでいただきますと、ここは3ということでございまして、「食品表示の適用範囲」ということでございます。論点3、「食品表示に関する法令の適用対象となっていない販売形態」、例えば、お惣菜のような中食や外食、これらについて、「新しい食品表示制度の下で、どのように取り扱うべきか」ということでございまして、ここはテーマを3つほど設定しております。

1つ目は、「基本的な考え方」ということでございまして、考え方3－1は、これはこの検討会でも詳しくご紹介いただきましたけれども、例えば、お惣菜や外食ではガイドラインをつくっておられまして、これらを自主的な取組ということで促進するということがあります重要ではないかというのが3－1でございます。

それから考え方3－2ですけれども、適用対象になっていない販売形態についても、容器包装で表示していただいているものと同様な表示を義務付けるというのが基本ではないかというのが3－2にしております。

それから、考え方3－3は、これは中間的な考え方かと思うんですけども、販売形態によって特性が違いますので、その特性に応じて義務表示とすべき事項を検討するべきではないかというのを3－3としております。

それから、次に「販売形態に応じて検討すべき事項」ということでございますけれども、考え方3－4、これはインターネットの販売、あと例えば、カタログ販売のようなものございますけれども、これはネットの画面やカタログの冊子を通じてしか情報を得られないということがあろうかと思いますので、基本的には表示制度の対象にしてはどうかということでございます。

それから考え方3－5でございますけれども、これはインストア加工の包装済み食品というような、お店で売られているお弁当のようなものにつきましては、食品衛生法の対象にはなっているのですけれども、JAS法は対象になっておりませんので、JAS法についても対象にするということにしてはどうかということでございます。

それから9ページ目のほうへ行っていただきますと、今度は「表示事項に応じて検討す

べき事項」ということでございまして、考え方3－6は、アレルギー表示についてでございます。それから考え方3－7は栄養表示でございます。これらは非常に重要な項目でございますので、お惣菜や外食においてお店でも義務化するということも検討すべきではないかということでございます。

それから9ページ、「関連する委員の指摘等」の中で、上から六番目でございますけれども、検討会でいろいろご議論いただいた、アルコール飲料の話でございます。これも食品に含めるべきではないかというご意見がございましたので、「関連する委員の指摘等」の中に入れてございます。

それから10ページ目以下でございますが、ここが個別の課題というところでございますが、まず10ページの4ということで、「加工食品の原料原産地表示の拡大について」ということでございます。

ここは「論点についての主な考え方」、ちょっと多いんですけども6つほど掲げております。

まず、考え方の4－1は、義務化というのは、これまでいろいろ議論した一定の要件がありますけれども、今までの要件を基本に考えて、今までの路線を踏襲（とうしゅう）するというのが4－1。

それから考え方4－2は、義務表示の対象品目をいきなり拡大するのではなくて、これから対象品目に加えることが適当な品目については、まずガイドラインをつくって取り組んでみて、その普及状況を見ながら徐々に広げていけば良いのではないかというのが4－2。

それから、考え方4－3でございますけど、これは基本、原料原産地表示というものは全ての加工食品に義務付けるという基本的姿勢に立った上で、やはりいろいろ課題がございますので、その課題を一つ一つ解決するというものを検討したらどうかということでございます。

それから、考え方4－4は、逆に今、義務化されている品目がございますけれども、その必要性についても改めて検討するということが必要ではないかというご意見もございました。

それから、考え方4－5以下が、中間的な考え方だと思うのですけれども、4－5は、例えば、原材料に関する冠表示といったもの、こういったものとした場合については、消費者の方がそれを見て買われるということがございますので、そういうものについては原料原産地を書いていただくというものもあるのではないかということ。

あと、考え方4－6でございますけれども、例えば、加工食品の中には、国産という表示があると原材料も国産のものを使っているのではないかという誤認をしやすいものがあるかと思いますので、そういうものについては国産の原料を使っているだろうと消費者の方は考えて買われると思いますので、義務付けの検討をするということがあるのではないかということでございます。

11ページについても「関連する委員の指摘」をまとめさせていただいております。

それから、12ページのほうに参りますと、5といたしまして、栄養表示について記述してございます。論点5－1といたしまして、まず「栄養表示を義務化すべきか」どうかということと、「仮に表示義務を課すとした場合、対象となる栄養成分等は、どのように考えるべきか」ということでございます。

これについては、2つほどテーマを用意してございまして、まず「主な考え方」ということで、これは基本の考え方でございますけれども、考え方5－1－1は、栄養表示の義務化を進めていくべきではないかということと、5－1－2はそうではなくて、事業者の自主的な取組というものをまずは推奨するべきではないかということでございます。

それから、若干各論的になりますけれども、「対象となる栄養成分等について」ということでございます。考え方5－1－3は、まずは今、5成分でございますけれども、それは基本的に維持していくはどうかということでございます。ただ、ナトリウムでございますけれども、これは食塩相当量、これもあわせて書いていただくということを推奨してはどうかということでございます。

それから、考え方5－1－4でございますけれども、これはいきなり5成分全部を義務化するというのではなくて、重要なエネルギーと食塩相当量、この2成分をまず義務化して、残りはまずは任意表示としてはどうかということでございます。

それから、考え方5－1－5でございますけれども、前回の検討会でご議論いただきましたけれども、栄養表示を義務化した場合に、例えば、ご家族で経営されているような授業者については、なかなか表示が難しいというところがございますので、栄養表示が困難な事業者の配慮というのも考えたらどうかというのが5－1－5でございます。

13ページ目は、「関連する委員の指摘」を載せてございます。

14ページ目、これは最後の論点でございまして、論点5－2でございます。「表示値の設定について、どのように考えるべきか」ということでございまして、これも前回の検討会で若干ご説明申し上げたことでございますが、考え方といたしましては、考え方5－2－1ということでございますが、「栄養表示の特定を踏まえた表示値の設定方法」ということでございます。これは「計算値」というものを用いまして、その合理的な根拠があればオーケーと。そういう場合については、誤差、基本的にはプラスマイナス20%の誤差に入っていなければいけないのでけれども、その範囲に入っていなくても良いということにできればと思っております。

それから、考え方5－2－2でございますけれども、その「誤差の許容範囲」ということでございまして、これは今のプラスマイナス20%の中に入っていないければいけないということでございます。基本の考え方は3つほどございまして、ナトリウム、すなわち塩分の摂り過ぎは問題ですので、例えば、上下限の規制というよりも上限のみとしてはどうかということとか、あと、含有量が低い場合、例えば、熱量5キロカロリーというような非常に小さいものにつきましては、上下限20%の誤差というのはすごく範囲が狭いので、一

定の範囲の許容を認めるかどうかということ。

あと、幅表示については、今、認められておりますけれども、引き続き、認めてはどうかということでございます。

大変駆足でございましたけれども、私のほうから中間論点整理（案）についてご説明申し上げました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○池戸座長 ありがとうございました。

それでは、これからご意見いただきたいと思うのですが、少し区切って、テーマごとにご議論をいただいたほうが良いと思いますので。

はい。

○中村委員 議論に入る前に質問があるんですが。以前もお話ししたと思うんですけれども、自動販売機には2種類あって、BINとか缶が出てくるものと、濃縮液で希釈して出てくるタイプがあるんですが、9ページあたりに自動販売機がいろいろ出てくるんですが、何か少し混同されているんじゃないかと思うので、それだけ質問です。

○平山企画官 確かに、缶の状態で販売するタイプと、コーヒーのようにその場で作るタイプがありまして、ご指摘の点については引き続き、検討させていただきます。どうも貴重なご意見ありがとうございました。

○池戸座長 よろしいですか。

それで、最初に論点の2まで、ページで言うと7ページまででしょうか、ここまでにつきましてご意見等ございましたら、お願いしたいと思いますけれども。

最初の「はじめに」も、もうこれもセットでつくのですよね。これも含めて結構です。どうぞ、山根委員。

○山根委員 最初の「食品表示の目的について」のところなんですが、その「論点についての主な考え方」の中に、私を含め他の委員の方からも発言があったかと思いますけど、消費者の知る権利、選択の権利の保証を明記すべきというようなことを入れていただきたいと思います。新たに1-～～と加えるということでなくとも、例えば1-3の中に盛り込むような形でも整理していただくのは結構だと思います。

やはりそもそも消費者庁設置の大きな柱として、この食品の現行制度のいろいろ課題を整理してということがあったと思います。事故情報の収集ですとか提供体制を一元化することと加えて、この消費者の選ぶ権利、知らされる権利を盛り込んだ表示法の一元化というのが求められてきたということがございますので、そのあたりきちんと明記いただきたいと思います。

○池戸座長 今のところは、例えば1-3のところで、そのところを補足的により正確にと、そういうことですよね。それでよろしいですね。はい。

どうぞ、丸山委員。

○丸山委員 山根委員と関連もしますけれども、論点1のところで、できれば背景の説明のところに、そもそも書き込むべきではないかというのが意見であります。特に、いわゆ

る消費者の知る権利だとかということもありますけど、消費者基本法、この記述ですといわゆる食品の関係の狭い意味での3法についてということで記述をしておりますけれども、消費者基本法の物の考え方をベースにして、本来的にはそこに書き込んであります中身が、食品表示制度の目的としてとなることが一番わかりやすいんだというふうには思うんすけれども、できればだから、その背景の中にJAS法、食品衛生法、健康増進法という部分とあわせて、それをそもそも現在の消費者行政の中でベースとなっているはずの消費者基本法の部分も含めて書き込むというのが、一番わかりやすいかというふうに思いますので、ご検討いただければと思います。

○池戸座長 ありがとうございました。

今のお話は、ちょっと共通したような話なのですが、どこに位置付けるかというところの話なので、そこは検討するということでさせていただければと。良いですか。

その他、どうでしょうか。はい。

○迫委員 実際の法文のつくりの中で、今のようなところは前文のところにある程度盛り込んでいただくことになろうかと思います。表示そのものは消費者と事業者をつなぐものというふうなことから考えれば、最終的な目的というものは国民の保健であったり公衆衛生であったりという、大きなものをもってそういうものに資するというふうなつくりにしたらどうだろうかと。そうすると、その具体的な手法としては事業者による適正かつ公正な情報提供、そして消費者の選択の機会の確保、安全の確保というふうなことが目指す姿としてあって、さらに実際の条文の中では、事業者、消費者それぞれの責務というものをきっちり置いていただくような形での、目標と関連してつくりをしていただく必要があるのではないか。

これは、先ほど来、原料原産地の表示の問題でも、安全性というふうなところを、現実に意識が非常に高いわけですけれども、その辺のところも適正にその表示を使っていくというふうなところも書き込んでいくというところで、ある程度精査できるのではないかというふうに思います。

○池戸座長 そこは背景というか説明のところにその趣旨をということで良いですね。

その他、どうですか。

森田委員。さっきちょっと言いかけた話もあったようなので、何かもっとわかりやすいとかというイメージがあれば、より具体的にそれをお願いします。

○森田委員 まず全体の話からですが、この論点のところの考え方が、まず1-2、-3、-4というので、この中から1つ選ぶのか、それとも例えば1-3と1-2を選んでそれを一緒にすることを選ぶのか。そこがわかりません。今の段階では、論点として質の同じものと違うものが並んでいたり、対立するものと対立しないものが並んでいたり、全く関係ないことが並んでいたりというような感じです。そういうふうに並んでいるときに、これはやっぱり整理をある程度していかなくちゃいけないのかなというふうに思うんですが、ただ、もうこれ以上整理しないでこのまま中間報告で出されるということですよ

ね。まずそれを確認します。

○池戸座長 中間報告といいますか、論点がこういう論点があったということで、これのうちどれを選ぶかというのではなくて、こういう意見があったという、そういうことで、先入観なしで意見をいただくという。そういう書き方ではないかと私は思っていたんすけれども。

○森田委員 先入観なしで選ぶにしても、もう少し整理できないでしょうか。

○池戸座長 整理がちょっと、そこの順番がどうのという話ももちろんあるかと思うのですが、よりわかりやすいこここの委員会での意見として、こういう意見、こういう意見というので、対外的にわかりやすいような整理の仕方というので、もし良い案があればお話しいただければありがたいです。

○森田委員 わかりました。

わかりやすい表示の話を求めて、ずっと議論してきたので、やっぱりある程度わかりやすく論点も示したほうが良いと思うんですが、関連する委員の指摘は、じゃ思い切って参考資料のほうに飛ばすとか、そういうふうにしてみたらいかがでしょうか。この関連する委員の指摘は、あまり整理されていなくて羅列しているので、混乱します。どっちみちこの参考資料を見ながらパブリックコメントの意見を整理して理解して、これで中間報告の主な考え方について意見を言うわけですよ。これを見て意見を出す人からすると。

例えば15ページでこれだけ意見が羅列してあると、やはりすごく見づらいしわかりづらいと思うんです。ですからせめて、この論点の主な考え方の青い部分、こここの部分だけに集約して、他の部分は後ろの添付に付けるとか、こちらの参考資料に付けるとか、それはいかがでしょうか。

提案です、これは。

○池戸座長 どうでしょうか。そのほうが良いのか、このバックが青い部分の補足的な意見等も後ろについているようですので、それをセットで見ていただいたほうが良いのか、どうでしょうかね。

○鬼武委員 私もこの全体を見て、やっぱりかなり羅列的に書いているので、パブリックコメントを求めて、意見がたくさん出される以上に、多分、その前に質問のほうがたくさん出され、このパブリックコメントの中身としてこの意味はどうですかということが相当出ると思うのです。

ということは、余りそういう面ではパブリックコメントを求めて、建設的というか、核となる意見が出てこないと思いますので、私も基本的には森田委員が仰るように整理すべきであって、青字で囲んでいるやつをもう少し整理して、1としてはこういう考え方、2としてはこういう考え方ということで並べたら良いと思います。

それから、やはり関連する委員のこれ指摘というのは意見ですので、多分、議事録では「～～してはどうか」と言っているのではなくて、その委員の発言主旨としてはこういうことを目的とすべきであるというふうに言っている意味です。ですから、その辺は発言さ

れた委員さんと確認をして、発言している趣旨が伝わるということが重要であって、かつ、委員の指摘のところでも可能な限り例えば一番に関係するものについて個別にグルーピングをしていただくような工夫が必要であることが2つ目。

それから3つ目は、やはり背景と論点の考え方となってくる、やっぱりそれに関連する資料が添付として必要となり、その説明が要るでしょうから、その資料のほうを充実させたほうが良いのではないかというふうに思っています。

限られた時間かもしれません、我々も協力をしますので、そういう面では少し全体の構成と並びを修文して、それから論点についてはもうちょっと明確に短くしたほうが良いと思います。

○池戸座長 その他、今の関連でございますか。はい、市川委員。

○市川委員 私も意見ということで、紙でも出させていただきましたけれども、今回の論点のまとめ方というのが大変わかりづらいという、鬼武委員それから森田委員も仰っているのと同じ気持ちです。一般の人たちがこれを読んできちんと意見、パブリックコメントを出せない状況ではないかなというふうに思っております。出た意見も非常に集約しにくいため、そういうデメリットが非常に危惧されます。また、その出た意見をどのように扱っていくのかというのも問題かなと思っております。

そういう意味においては、もう少し整理をすること、それから、関連する委員の指摘のところも、本当は盛り込んでほしいけど入っていないとかという思いもありますので、そのところはもうちょっと丁寧に扱っていただきたいなという気持ちもあります。

以上です。

○池戸座長 では、二瓶委員。

○二瓶委員 論点1の主な考え方なんですけれども、各委員仰っているように、いろいろな意見の最大公約数であったり、集約したものというような感じもするんですけど、ただ、この今までの会議でも言った記憶があるんですけど、そもそも目的議論が十分されていないと思うんですよね。それであちこち行っちゃったものですから、これではちょっと私は不十分だと思います。この新たな食品表示制度の目的というものについては、やっぱりきっちり議論すべきだし。

この考え方、例えば1-1から1-4までありますけれども、もっとご意見、検討会ないしはメールや何かでやりとりあったはずなんで、そういう意味で言うと、盛り込まれていないこともありますし、もっと整理したほうが良いということもありますので、もっと議論の時間が必要なというふうに感じます。

そういう点、ずっとこここの考え方、1-2に私はちょっと近い言い方をしてきたと思うんですけれども、やはり今の食品の義務表示の大きな目的は、やはり合理的な商品選択に資するというのと、健康危害発生の防止を図るということになってきたと思うんですけれども。

一方で、主な考え方には含まれている、例えば国民健康の増進とか国民保健の向上を図る

という表現も、これは理想としては非常に高くて美しいんですけれども、こういうテーマというかこういう課題は、食生活を含む生活環境全般にわたる広範囲な、大きな、言ってみれば国民的な課題であって、限られた伝達手段である食品の義務表示でカバーしていくというには、余りにも過大な要求ではないのかなというふうに思いますし。

こういった国民保健の向上、健康の増進ということでいえば、教育とか食育とか広範な運動、啓蒙活動というようなところにゆだねなければいけない重要な課題だなというふうに思いますので。目的だから抽象的であるいは高い理想でというふうにまとめ上げても、今後の具体的な表示内容は、表示事項や対象範囲等を検討する段階では非常に苦労することも予想されますので、率直な議論をやっぱり必要としているんじゃないかなというふうに思います。

○池戸座長 とりあえず、その他のご意見もお伺いして。

では、中村委員どうぞ。

○中村委員 私は行政法ってよくわからないんですけども、要はJAS法なり食品衛生法なり健康増進法なりが変わるわけではなくて、食品衛生法第19条云々に基づく表示の基準であり、あるいはJAS法に基づく表示の基準であり、健康増進法に基づく表示の基準をこう定めるという、内閣府令が多分出てくるかなと思うんですね。

そうなると、そのことを前提に考えれば、今ご議論されているように、羅列的といいかいろいろな意見を議論して、並列的に書かざるを得ないんじゃないかなと。しかも、その基本としては、消費者基本法なリがあって、消費者庁が設置された意義なリがそこには当然あるわけなんで、多分、イメージ的には私はそう思っているので、この羅列とみなさん仰っているけど、いろんな意見がここに出ていることについては、何ら違和感がないところなんです。

○池戸座長 では、その他、仲谷委員。

○仲谷委員 議論がちょっとまた戻ってしまうかもわかりませんが、食品表示一元化という言葉の意味合いということで言いますと、やはりそれぞれ関係者がかなりのことを期待しているということだと思います。これは、「はじめに」のところか、目的に入れるのかわかりませんが、そもそも食品の表示とは、この正面もこれ表示であり、裏の一括表示も、義務表示も、表示であると、それ以外に任意表示もあると。食品表示というのは大きな枠組みであって、その中で消費者にどういう情報を伝えるべきかというようなところがあると思います。その中で義務化すべきは何かというふうなくなりになって、最終的にはJAS法、食衛法、健康増進法ということを、こういうふうに取りまとめていきましょうというふうな整理をしておかないと、私のように、また食品表示ということになれば、あの表示、この表示というふうになってくると思いますので、最初のところでそこの整理をしておかなければならぬんじゃないかなと思います。

そういう意味から言うと、「現行の食品表示はJAS法、食衛法、健康増進法等の規定に基づき」と書いておりますが、結局その「等」はどこにいったのかという議論にまた

なっていってしまうんじゃないかなというふうに思いますので、そこは対象をきちんと規定をして、その中でいろいろなパブリックコメントをいただくとかいうふうなことをしているかないと、また話がもとに戻ってしまうというふうに思います。

以上です。

○池戸座長 その他。

では、中川委員。

○中川委員 私はこれで全然問題ないと思っているんですが、今日は中間取りまとめではないですね。論点整理ですから。論点整理というのはどんな論点があって、どれだけ意見が分かれているか、そして他に落ちている論点がないかを整理し、パブリックコメントの対象にするのではないかと理解しておりました。今日はだから、目的はどれにすべきかを議論するのではなくて、私の意見が落ちているとか、そういうことをやるのかなと思っていたんですけども。どうも多くの委員は、そうではないという認識のようで、私がずれているのかもしれません、そこはいかがなんでしょうか。

○池戸座長 先ほど、今日の議論の位置付けをご説明していただいたのは、そこが私のほうは心配だったものですから。

趣旨は、要するにここで議論した内容が正確に伝わるかどうかというところがあつて、先ほど、これですとなかなかわかりづらいという、中川委員の言われている内容にしてもわかりづらいというところの話があったかと思うのですよね。あと、ちょっと舌足らずでもう少し文言を足したほうが良いとか、そういう議論だったと思いますので。

内容的には、私自身も今出てきた意見をエイヤでまとめるところが4つかなという感じではあります。ただ、これがこの議論をした委員としてはわかっているのですが、他の人に、では何をコメントしたら良いかというところが、もう少し趣旨を説明したほうが良いかもしれません。他のところは割合具体的なことを言っているのですが、ここは目的なんで、その目的というのが目的の次のページの指摘のところですと、もう具体的な条文みたいなことで書かれているご意見もあるわけですね。

だから、一般の方が見たとき、その目的というのは何をコメントして良いかというところを、もう少しつきり問い合わせるような、こちらのほうの補足的な説明がやはりないと、こここの部分は非常にわかりづらいというようなご趣旨で、みなさんのさつきのご意見が出たんじゃないかなと私は解釈しておりますけれども。

すなわち、とりあえず今まで意見が出されたことについて、本当にこの趣旨と違ったような内容の表現だとまずい。それから逆に、本当にこういう言い方のほうがもっと伝わるのではないかというような観点でご意見をいただければと思うんです。

はい。

○森委員 今の座長のお話に関連するかと思うのですけれども、例えば、考え方の1－1とか1－2の中に、「消費者の合理的な商品選択に資すること」。これはもう、ここの検討会の中で当初から出てきた言葉ではあるのですが、これが非常にわかりにくいと思って

おります。

その後には、例えば1－1の場合ですと、「衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ること」、「国民の健康の増進を図るために措置を通じ、国民保険の向上を図ること」というようなことがちゃんと書いてあるのですけれども、この「消費者の合理的な商品選択に資すること」という部分に関しては、何々のためにというか、何々によってというか、どのような見地から食品表示にかかわる部分になるのかということがはっきりしていらない。

これでは、事業者から見ると何でもできてしまうのではないかというような感じを持っておりまして、行政行為の予見可能性を高めていただくという意味からも、この目的の前に、例えば「食品表示に関する何々をすることによって」というものが必要ではないかというふうに感じております。

○池戸座長 ありがとうございます。

例えば今のご意見で、あえて具体的に何々によってということを書かなくて、非常に包括的な概念として、合理的な商品選択に資すると、この原案を仮に生かしてですね。ただし、今、森委員のご意見というのは、指摘という形でこういう意見があったということでもよろしいですか。

その他。はい、田崎委員。

○田崎委員 私も、合理的という言葉が気になっていました。

消費者基本法のほうには合理的という文字が入っていますが、ちょっと一般には広い意味であり、食品という狭い中でわかりにくく感じるています。表現としては、消費者に必要な情報を伝えるという、もっと具体的な言い方でも良いのかなと思います。

それから、この考え方1－1、1－2、それぞれ全部意味違うのですが、ぱっと見、どこがどう違うのかというのはやはりわかりにくいので、これにはより具体的な説明を付けていただいたほうが良いと思います。

中間論点整理の参考資料と見ても、表とかグラフとかあって、これだけでは説明にはなりにくいので、お願いしたい。

12ページの栄養表示。これにも説明は22ページの参考資料と書いてありますけれども、義務化を進めていくべきではないか。片方は事業者にお任せしますと。一般にはぱっと見、義務化を進めていくのは当然良いですよと。ほとんどの方がこれに賛成するというイメージになります。これは誘導的になってしまないので、これについてもどこに問題があって何が課題か、これまで検討してきた委員の意見を付けていただいたほうが良いと思います。

背景はもうある程度わかってきてるので、そういった意味の整理等を、事務局のほうでもぜひお願いしたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

今のご意見は、これ、もうかなり整理した言い方としての表現方法になっていますが、それぞれの内容についていろいろな背景とか説明がついていたと思います。また、いろ

いろいろ意見も出ましたし。しか、一般の人が読むとこれ、どこがどう違うかというのがわかりづらい、特にこの目的のところはわかりづらいところが私もあるかと思います。その辺をどういう趣旨のものであるかということを、補足でコメントを付ける、説明を付けるということで検討するということだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

山根委員、どうぞ。

○山根委員 今のお話ですと、この考え方 1 から 4 まであって、これにさらにまた補足説明を加えるということですか。

○池戸座長 そんな難しいのではなくて、簡単な。例えば 1 - 1 は 3 法の目的を併記することが目的というところが特徴、1 - 2 は「選択に資する」に包括すると…、という趣旨を書いて各々の違いの特徴を解説するということかと思います。趣旨の中身を変えるのではなくて、これはどういうような考え方に基づくということ書いて補足する、そういう趣旨です。

○山根委員 私は、この目的のところに関しては、今たくさんまたご意見出ました。それをできましたら事務局と委員長のほうで整理を付けて、もう少し絞ったものを提案いただければと思います。それを委員のメールベースになるかと思いますけど、また意見交換をして、ある程度絞った形で出していただきたいと。

そうしないと、パブコメでも混乱するのではないかなと思います。

○池戸座長 絞るというと、具体的に言うと、何かを可能であれば言つていただいたほうが。

○山根委員 この 1 - 1 から 1 - 4 の中でもかなり重なった部分がある、それぞれ別々の委員の提案ということではありますけれども、まとめることで森田委員も最初にありましたけど、ご了解が得られれば、もう少しまとめて座長提案ということで出していただいても良いんではないかと思います。

○池戸座長 そうですか。

それで、検討はもしそれでよければ、させていただきますけれども、その辺はどうでしょうか。むしろ、このままのほうが割合率直なところで意見がでやすいという考え方もあるかと思いますが。

はい、どうぞ、中川委員。

○中川委員 私も座長の考え方賛成で、ここで無理にやるとおそらくそれで時間がかかりますし、おそらく 1 - 1 と 1 - 4 の方、私からするとあまり変わらない気もするんですが、違うという趣旨でいらっしゃると思いますので、これはこのままで良いんじゃないかなと、私も思います。

1 つ申し上げたかったのは、先ほどから「合理的な商品選択」というのがわかりにくいくらいじゃないかというふうなご意見がありました。これにつきましては、今までにも議論の積み重ねがあります。例えば共同会議で、原産地表示の関係ではありますけれども、合理的選択とは何かについて、報告書の中で説明があります。商品の品質に関する情報を適切

に提供し、誤認を防止すると。

これはJAS法の基本的な発想でありますけれども、参考資料1の21ページに載っている表現であります。つまり何を買おうとしているのか中身がわかるということと、それから紛らわしい情報を防ぐために表示を義務付けるということですね。そのくらいの説明はしても良いのかなと思います。

それ以外の、衛生上の危害とか公衆衛生の向上というのは、これは読んで字のごとしか言いようがなくて、それ以上説明すると逆にわかりにくくなると思います。しかし、合理的な選択については説明を入れても良いんではないかと思いました。

○池戸座長 ありがとうございました。

はい、どうぞ。森田委員。

○森田委員 この論点で考え方の1－4を見ると、最終的に公衆衛生の向上を図ることを重点に置くというふうになります。これを他の目的と羅列で選ぶのであれば良いのですが、この考え方の1－4だけを選んだ人は、目的を1つに絞り込めるというふうに誤解をしてしまいます。全般的にそうなんですけれども、論点整理として1つしか選べないものと、そうでないもの、いくつか選んでそれをミックスするものが出てきますね。

特にこの1－4というのが誤解を招くというのは、最終的にどこに重点を置いて考えるかというときに、4択でこれだけを目的にするんだという話になるとどうかと思います。

この1－4の公衆衛生の向上を図ることを重点に置いてはどうかというのは、これは議論されたんですかね。この論点はなかったので後から出てきた話だと思うんですが、公衆衛生の向上を図ることということを表示の目的にしている意味がやっぱりわからないので、こちらも先ほど委員が仰られたように、説明を加えていただければと思います。

○池戸座長 この中からどれか選べという提案になってしまふと、非常に誤解されると思いますから、そこら辺が多分、こういう書き方をすると、この中からどれという話になるので、趣旨はそうじゃないですよね。まさに論点がこういうふうにあったということではなくて、逆に言うと、これをミックスしても良いし、これ以外のご意見があつてもそれは良いと思います。そこら辺をはっきりさせないと、ちょっと誤解が確かに生まれると思います。

はい、どうぞ、中村委員。

○中村委員 1つ教えてほしいんですけども、この中間論点整理の中に、時々、例えば、日々原材料が変わる場合もあり一律に義務化が難しいとか、事業者の方が結構難しいんじゃないかという、そういう表現が出てくるんですが、それに関して1つ質問をしたいのは、確かに食品表示に関するアンケート調査ということで、三菱総研が昨年12月ぐらいに実施された事業者の方々に対する、800事業組織に対する調査があったと思うんですね。おやりになっていると思うんですね。それを反映させて、本当にこれが事実かどうか。

私も食品業界にいましたから、そんなに日々原材料が変わることにはほぼないんですね。インスペクションに行ったりとか、多大な費用がかかるから、本当にそうかなと

思う箇所があるので、ぜひとも事業者の方々に対する調査をなさっておられるのであれば、それも一つ開示していただきたいというのがお願いです、議論していく上で。事実に基づいた議論をしたいと。だから、事実がどうだったかということをできるだけ早目に開示していただきたいと、こう思います。

○池戸座長 とりあえず、目的のところであったとは思うのですが。

○増田課長 時間の関係もあるので、今までいただいた意見を整理したいのですが。

今までの意見ですと、関連する委員のご指摘は、別様式にすると。その際には、全部うまくグルーピングができるかどうかわかりませんけれども、それぞれの考え方、「～～に応じた」とか、「～～に関する」といった見出しをできる限り付けていくということが一つかと思います。

次に、論点の書き方についてですが、現在の案では「～～としてはどうか」と書いてあるのを、「～～とする」という形で書く。それはその方向で直したいと思います。

次に、説明を付けるという点ですが、考え方については、特に「目的」については確かに若干わかりにくいところがありますので、それは適宜、この青字の後ろのスペース等を使って、「こういうことです」とか、「今、3法ではこういうふうに書いてあります」のようなことを説明として付けたいと思います。ただ、一方、その他に意見をいただいた部分について、それぞれ説明を付けるのは、なかなか難しいところがあるのではないかと思っています。例えば「義務化についてこういう問題点があります」といったことを書くことは、誘導するような部分もあると思います。ただ、それはもちろん意見をいただいた後、検討会で評価するときに割り引いてというか、そういうことも考慮して考えてていっていただきたいと思います。

次に、いただいた意見では、背景に消費者基本法が成立していて、そういう方向性が示されているみたいなことを書くということでしょうか。

それから、青字で書くべきか判断が難しいと思うのですが、山根委員が仰られた消費者の知る権利といったものを書いていくのは、おそらく少し難しいのかなと思っています。消費者の知る権利というのは、具体的に例えばこの側面において何を意味しているのかがわからないと思うのです。要するに、消費者に知る権利があるというのは、おそらくは、食品についての情報を企業から開示させる権利を、既に消費者は持っているのだというような意味ではないと思うのですが、「消費者に知る権利がある」と書けば、何かそれに近いようなイメージを最初に持たせてしまうのかなと思っています。消費者基本法ができて、そういう方向性がありますよというのは事実ですけれども、初めてワードで出てくるのを書くのはちょっと難しいのかなと思っています。

すみません、網羅できているわけではありませんが、今までいただいた意見としてはこういったところでしょうか。

最後に、論点を絞る話についてですが、例えばこの場で、目的についてはもう1と2だけで良いのではないかといったように、議論が集約されれば、そういう選択肢もあるのか

もしれませんが、いずれにせよ、この中から選んでくださいというのではなくて、こういうのも踏まえて、意見を出される方々ご自身のそれぞれの意見を伺いたいと思っていますので、この場ですぐ意見集約にならないのであれば、複数書くことはご容赦いただきたいと思います。

以上です。

○池戸座長 はい、どうぞ、山根委員。

○山根委員 今、知る権利をここに、論点のところに書き込むのは難しいという話がありましたけれども、もう一度ちょっと考えていただきたいなと思うのは、やっぱり表示の目的というのは消費者が表示で食品の実態を知る、で、自分が選びたいものを選ぶというためのものでありますので、それがもう基本なものなので、消費者の選択の権利というような言葉はぜひ入れていただきたいと強く要望します。

それから、最終的に云々の前にこういった意見があったということで、できればこの論点についての考え方に入れていただきたいと思います。

○池戸座長 はい、どうぞ関連について。

○市川委員 確かに、消費者の知る権利というのはもちろんきちんと書いてありますけれども、それを書くのであれば、消費者として学習する、学ぶ、適切な情報を取るという、そういう議論もあるわけですから、それを書くのであれば、あわせて消費者の義務みたいなところも書かないと、私はちょっとバランスがとれないんじゃないかなと思います。もし書くのであれば、ですよ。

○池戸座長 ただ、さっき丸山委員のほうも、前段のほうの背景のところに基本法の話をいうようなご意見が出ましたですね。だから、そこにそういうのを少し書けるかどうかですね。

今、知る権利というのは選択の権利ですよね、具体的に言えば。あと、教育の権利とかそういうのもという、そういうことですね。

○山根委員 目的に、消費者の権利というのを書くのは難しいですか。

○池戸座長 いや、目的じゃなくて、その背景のところにという、さっきご意見が、基本法についてはですね、というご意見があったので、そこに趣旨を書くのはどうかということで、丸山委員が言っていたと思うのですけれども。

その最初の論点の考え方ではなくてですね、その中ですね。

○山根委員 ただ、私等が提案をしたことが、この3ページのほうの委員の指摘のほうに入れていただきましたけれども、これは今回、別途参考資料ということで後にくっつくと。そうすると、主なところから選択するわけではないということでしたけれども、やはりパブコメを、これを目にした方がいろいろ意見を出すときには、消費者の権利をきちんと確立すること、保証することを目的にというような文言があまり目に触れないというか、それに私は反対なので、ぜひ消費者の権利の保証という言葉を目的の論点の中に入れていただきたいというふうに言っています。

○池戸座長 1－3のところは、消費者基本法の理念というところで、例示で安全確保「等」のほうに入っちゃっているのですね、今、言われたのはですね。そこはもう少し明記すべきではないかという、そういうようなご意見ですね。

○増田課長 私が申し上げたいのは、既に消費者基本法があって、消費者基本法ではこういうようなことが位置付けられていますよということを書くことは、事実ですし、背景になると思うので、そういうことは書けるのではないかと思っています。そういった意味では、要するに、この食品表示の制度の中で、はだかで「消費者の知る権利」と出てきたときに、それが一体何を意味しているのかというのが、必ずしもすぐみなさんの中ではつきりしないのではないかと。おどろおどろしく考えれば、知る権利があるのであれば、消費者はどこか企業に行けば商品に関する情報は開示させられるはずだというのが、おそらく、単純に「権利」とえたときの言葉の意味合いだと思います。ですから、「権利」ということを青字のところにはっと書くほど、共通認識としてこういう内容のものだと、言えないのかなと思っています。

この話はおそらく、すごく難しくて、議論に何時間もかかる話だと思いますので、この場ではそういうことでご理解いただきたいと思います。

○池戸座長 今のお話は、これで書かないとかという話ではなくて、少し検討することですね。

はい、仲谷委員、どうぞ。

○仲谷委員 今の件にも関係するかと思うんですけれども、そもそも先ほど申し上げましたように、食品の表示はどういうことかというところから入れば、当然、その消費者の知る権利なのか、合理的な選択をする権利なのかと、そのために事業者として提供すべき情報は何かという、やっぱり大きな枠組みがあると思います。事業者も、何ら情報提供をしたくないと思っているところは少ないと思いますが、いろいろな諸般の事情から、できる範囲が限られているというようなところだと思います。

したがって、事業者としてのその努力の方向性とか、そういったこともやっぱりきちんと伝わるような表現になったり、その中で義務表示についてはこうなんだというふうなやつぱり議論に落ちてこないと、そもそも何を情報提供すべきかと。先ほど価格というのが一番ありましたし、二番が品名というのがありましたから、そういったことも含めて提供すべき情報だと思いますので、そういう大きな枠組みから今回の議論に落としていけば、今、山根委員が仰ったようなことも解決できるんじゃないかなというふうに思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

時間も限られていますけれども、最初にお話ししたのは、とりあえず論点2までということなので、今までの議論は、目的のところが中心になったんですが、論点2のほうについて何かございますでしょうか。

さっき、仲谷委員の事業者の件というのは、迫委員からも出ていたので、背景のところにある程度そういうところも観点も入れるということで。

よろしいですかね。はい。

○中村委員 今日以降で次回以降でも結構ですから、さっき申し上げたように、後ろのほうのも関連してくるんでしょうけど、事業者の方が難しいという話については、一度、調査を別途なさっていると思うので、それをぜひとも開示をしていただきなければいけないんで、開示していただけるでしょうか。次回以降で結構ですけど、それいかがなんでしょうか。

○池戸座長 それは何か、そういう資料、調査の。

○中村委員 食品表示に関するアンケート調査というのを、三菱総研が事業組織に対して確か800組織に対しておやりになっているわけですね。その中では難しいとかいろいろなこと也有って、実情がわかるじゃないですか。そうすると、ここに書かれていることも本当にそうかなとか。

僕は業界にいましたから、少し大げさに仰っているんじゃないかと。まさかわからんものを買ってくるはずないと僕は思っているんですよ。だから、ぜひともこれ、できたら開示して、できるだけ開示して。

○平山企画官 わかりました。

○池戸座長 それでは、調べて、参考資料という形でみなさんに配付という形でさせていただきます。

論点の2ですが、2-1と2-2に分かれていますけれども。

はい、どうぞ。

○鬼武委員 この意見を求めるにしても、例えば2-1-1は、具体的な消費者が関心を持っている表示項目を増やすことで、具体的にどんなものがあるかというのには必要ではないでしょうか。

それと関連して、義務表示が今どういう範囲にあるかということの例示を、説明の近傍に示すべきです。別紙資料で記述されているということですが、現行の容器包装の義務表示はどの範囲であるということを義務表示の記載した横のほうに資料としてなり提供しないと、パブリックコメントを求められる側はわからないと思います。

それから義務表示以外の表示という、これはいわゆる任意表示というふうに私は理解していますので、そういう書き方にしていただきたい。

それから、例えば、一部の原材料を強調する表示というのは、現行でも法律での規定があるのではないかでしょうか。これが何かさらに新しい表示規定を考えているということですか。私は現行の規定・ルールでもあると考えて良いのではないでしょうか。この辺が混乱しているように見えます。現行の特定原材料の表示では、例えば強調したりする表示やパーセント表示ができるやり方というルールがあって、それ以上の規定にしたいということであれば、そういうふうな趣旨で書くべきかなと考えます。

それから、「自主的な」……、これは促進だから良いのですね。要するに、事業者がまず任意でガイドラインに沿ってやりなさいということで良いと思います。

その辺が2-1-5と、あと2-1-1と2のところは、具体的にもう少し書かないといけないと思います。

○池戸座長 ありがとうございました。

そこは、ここに直接書き込むか、参考資料としてと、そうですね、はい。

どうぞ、市川委員。

○市川委員 2-1-1についてですけれども、「一般の消費者でも理解できる事項」という、この言葉がちょっと理解しにくいんじゃないのかなと思っております。

例えば、ウェブ調査でもありました、11ページのウェブ調査の報告書で、安全性を確かめるためにということで、消費者の人たちが適切な理解をしていない表示もあるわけですから、そんな中で、その理解できる事項というのをどういうふうに受けとめれば良いのかなというのを、文言、言葉、もしこれを生かすのであれば、ちょっと説明が要るのじゃないかなと思いました。これ、「理解できる事項」というのはどういうふうに具体的に理解すれば良いんでしょう。

○増田課長 まさに、ここでは一般の人でもわかるという意味なのですが、もっとより適切な表現がありましたらご提案いただきたいと思います。

ただ、先ほどのウェブ調査に関してもご意見ありましたとおり、そもそも制度が意図している、こういう目的に使うべきといったものを、必ずしも受け手がそうとっていないとか、そういう問題があるということは、もちろん理解しているんですが、ここではまさに一般の人たちが見て、こんなことが書いてあるんだなというのがわかるという程度とか、そういう意味合いで書いています。そういう意味で、これは別に学術分析に使うというよりも、みなさんが読んでまさにそういう趣旨だということが理解いただければ良いのかなと思って、こう書いていますが、より適当な表現があれば提案いただきたいと思いますし、「理解できる」というのは、何が正解としての理解かと言われば、非常に難しい問題はあるとは思っております。

○池戸座長 はい、森委員。

○森委員 先ほど2-1-6の強調表示についての、鬼武委員のほうから確認のご意見が出されておりますけれども、それに加えて、2-1-5については、「虚偽記載は規制すべきではないか」という書き方になっているのですけれども、これにつきましても、JAS法にしても食品衛生法にしても、基本的には現状も既にそうなっているのではないですかということで、それ以外に網のかかっていない部分というのが何かあるのかどうかということかなと思うんですけれども、そこも何か補足的なことを書いていただかないと、今全く何もしていませんよという受取り方をされかねない。その辺が非常に気になるところでございます。

○池戸座長 良いですか。より少し正確な表現ということですよね。

○増田課長 言葉足らずですみません。趣旨は、まさにこういった仕組みを活用するということで対応してはどうかという趣旨です。それがわかるように書きかえたいと思います。

○池戸座長 その他、どうでしょうか。

堀江委員、どうぞ。

○堀江委員 私も、この先ほどの「消費者でも理解できる事項」がちょっと疑問に思ったんですけど、その次の「健康被害に直接関係する事項」というのは、アレルギー表示とか、そういうことを指していらっしゃるんでしょうか。そうすると、義務化するか義務化じゃないかという、その辺にかかる表示ですよね。任意表示にするか、義務にするかということです。

この中に、義務化の表示の中に包装の中に、そのアレルギー表示とかそういうようなことも入れていくという考え方でよろしいんでしょうか。

○池戸座長 そういうことですけど。ここでは、健康危害に直接関連する事項といつても、具体的にちょっとイメージがわかないのではないかという、そういうご質問ですよね。だから、具体的なものを入れていったほうが良いのではないかという、そういうことですよね。

その他、どうですかね。

確かに「一般の消費者でも理解できる事項」については、事項と言うとちょっと話がわからないですね。一般消費者がというのも。

よろしいですか。とりあえず、また後で。時間の関係がありますので。

そうすると、次の論点のほうに移させていただいて、論点の3のところですね。適用範囲ですね。このところ、8ページ、9ページについて、ございますでしょうか。

はい、中川委員。

○中川委員 考え方の2-2-1と2-2-2は、これはどう違うのかなと思ったんですが。統一して、統合するから当然用語もこれは統一されますよね。

○池戸座長 前のページですか、すみません。

○中川委員 6ページです、失礼しました。一緒でも良いかなと思ったんですね。

○池戸座長 2-2-1の中に、2-2の各論が入っているという、そういうことですよね。

○中川委員 はい。

○池戸座長 具体的なその2-2-2を入れ込んだ形で修正するということでどうでしょうかね。というのは、3法を統合するというと、全部、変な話、表示という前提での話ですので、そこら辺も入れなきやいけないものですから。私もちょうど気になったんですけど。

はい、どうぞ、森田委員。

○森田委員 ここ、2-2-1と2-2-2が確かに一緒にできるところだと思うんです。そうすると主な考え方方が1つになりますね。そこで論点2-2の「わかりやすくするために何を取り組むべきか」というときに、ぱっと考えると字の大きさだと思うのですが、それを入れられないでしょうか。アンケート調査でもありますし、私はそうじゃないかとい

うお話をこれまでもしたんですが、それは「関連する委員の指摘等」の中に入れ込まれています。「文字の大きさ、欄外表示の見直し、内容について優先順位を付けて、再度精査すべきでないか」というのは、委員の指摘等に入っているのですが、それをわかりやすくするための論点には挙げていただけないでしょうか。今あるこの2-2-1と2-2-2を一緒にして1つにするなら、新しい2-2-2としてそれに入れていただくわけにいかないでしょうか。

○池戸座長 それはどうですか。

多分、アンケート調査が今日わかった話なので、多分それを……

○森田委員 その前から言っていました。

○池戸座長 ええ、言っていただいたのですけどね。より客観的なデータとしてはっきりしていますので。

考え方の2-2、ここ論点についての考え、下とちょっと分かれちゃっていますから、確かに1つになっちゃうと、そうなのですよね。そうですね。

○増田課長 指摘のご趣旨は理解しているつもりで、何度かご意見もいただきましたが、事務局として若干難しいかなと思っているのは、「文字を大きくしたらどうか」と書いて、意見を聞くよりも、文字を大きくするというのは森田委員がこの丸のところに関して仰っているように、まさに内容を見直す、より端的に言うと、表示すべきボリュームも見直した上で文字を大きくする必要がある、ということはどうかというご意見です。また、後段の「内容も見直した上で」という部分を付けることに関しては、検討会の場ですぐにみなさんにご賛同いただけるかにやや疑問があつてそうしました。具体的に言うと、7ページの一番上になると思いますが、「欄外表示」のところ等を書き換えるにしても、基本的にはこのままの趣旨で新しい2-2-2を入れるということで、みなさんのご異議なければ、そうさせていただきたいと思います。

○森田委員 上の項目にもありますよね。「パッケージの面積に応じてラベルに残すもの」という、同じような趣旨の内容があつて、その文言をここで精査できないでしょうか。論点に上げるということで精査したものではないので、もし論点に上げるのであれば、やはりそのままぱっと持ってくるのはちょっと。6ページの一番下、「パッケージの面積に応じて」という部分もございます。

○池戸座長 前のものですね。

○森田委員 ええ。で、そことあわせて作文していくような形でできなか、ということです。

○池戸座長 はい、ありますか。

○増田課長 要するにご趣旨は、表示事項を見直した上で文字を大きくすることを検討するとか、何かそういう意味だということですね。はい、了解しました。

○池戸座長 その点でよろしいですか、みなさん。はい。

どうぞ、鬼武委員。

○鬼武委員 それは良いということの前提として、例えば2-2-3とか2-2-4といふのは、結局、今の容器包装という媒体での義務表示があつて、それを拡大するときに、今の限界からして、現行の義務表示も見直すということで良いのですか。それを前提として良いのですか。見直すこともあるということは。それだと、森田委員のこととも関係していくと思います。

先ほどの説明だと、いろいろ義務表示があつて、それは一般的にはもう知られていることだから、そこの規定をいじらないよということと随分違うと思うのだけれども、それはどっちなのですか。はっきりさせてください。

いや、義務表示の規定の変更も検討することですか。この検討会の中で委員相互の合意として決定するものであればそれは良いのでしょうが。その辺が明確ではないですね。この部分ではこう入れて良いと言うし、こっちではだめだということでは議論はできません。そこははっきりした上で書くのであれば、私は良いと考えます。再度質問しますが現行の義務表示も、減らすなり、ラベル表示として減るという考え方の基に想定して良いということですか。

これは、結構大きな決断ではないでしょうか、重要な点で慎重に協議すべきであると考えます。

○池戸座長 はい、どうぞ。

○市川委員 今の鬼武委員のご意見と同じです。優先事項をやっぱり議論をしなければいけないと思っています。その中に、義務表示も当然含まれるべきだと思います。文字を大きくして、じゃ、何を優先して書いていくのかと。結局そういう話になってくるんじゃないかなと思います。

以上です。

○池戸座長 ということは、今みたいな前提条件で、優先順位というのですか、それも含めた形での表現でというようなことでよろしいんですか。

○中村委員 どっちでやるのか、議論も。

○池戸座長 いや、まだそれ議論していませんのでね。

ただ、これわかりやすいと言っている、わかりやすさのところの論点なものですから、ついそっちのほうの大きさとかそういうふうになってしまふのですけど。

○中村委員 なりますよね。だったら、今の範疇（はんちゅう）をどうするかということで。

○池戸座長 ええ、乗っかっているので。

どうぞ、はい。

○迫委員 委員の仰るとおり、わかりやすさというところの定義と、それから優先順位を付けるという問題は、全く別の内容だというふうに思っております。ですから、わかりやすさという論点で、わかりやすさだけなのか、そこに優先すべき項目は何なのかというところをもう1つ必要なかもしれません。

それから、前から既に義務表示化されているものについては、1回きちっとレビューする必要があるのではないかというご意見、森田委員からも、それからいろいろな方から出ていたと思います。その辺のところで、見直しをした結果、優先順位の高いものがいくつか出てきて、なおかつラベルのサイズの変更という手法も当然あるのではないかと。必要なものであれば、従前のサイズにとどめる必要はなくて、まして高齢化社会ですので、文字のサイズを大きくするのは当然のこととすれば、その比率に応じた倍増ということもあり得るのではないかというふうに思いますので、文字のサイズと合わせて、ラベルサイズの問題も併記する必要があるだろうと。ただ、それはわかりやすさというところの論点だけということになるかと思います。

○池戸座長 はい、どうぞ。

○田崎委員 優先順位の話は、この会議が始まってからずっと議論されておりましたけれども、この中間論点の整理の中では必ずしも明確にないまま進んできていると思います。ただ、今の話の内容については、今後、パブコメをとってみなさんの意見をいただいた後、まだ十分話し合う余地は残されているという理解で良いのか、それともここで決めなくちゃいけないのか、そこを教えていただきたいと思います。

○池戸座長 あるいは義務表示の事項については、2-1のところでいくつかの選択肢が書いていますので、それとこれはわかりやすさの2-2がセットになっちゃっているものですから、そこはやはり分けていくということで。

このパブコメのときに、今の田崎委員の考え方で聞いたほうが良いのかどうかということですね。そこら辺は、どうですかね、そこは。

この案でとりあえず聞いて、それで意見を踏まえてセットで検討するというようなことではどうなのでしょうか、話は。とりあえずわかりやすさという観点からの聞き方をしてですね。

○田崎委員 先ほど各委員からあった、わかりやすさ、優先順位についてです。

○池戸座長 義務の、優先順位の話。

○田崎委員 消費者に知っていただきたい表示というものがあり、それは優先順位が非常に高いもので、各法令の中にもそれぞれ位置付けられていると思います。しかし、順位付けの議論というのはまだここではされておりません。なので、そこを踏まえて聞いていただければ私は結構です。

○池戸座長 そうですね。できるだけ幅広にそういうご意見を聞いた上のほうが、議論が割合正確にできるかと思いますので。

はい、どうぞ。

○仲谷委員 今のわかりやすいという言葉の意味なんですが、1つはおそらく判別しやすいとか、可視性が高いとか、字が大きいと、これだと思うんですね。それと、文言の理解ができると、こういうやっぱり意味合いがあると思うんです。

今の文字の大きさということになれば、可視性とかそういったところなんで、そこをき

ちんと説明できるようにしておかなきやならんだろうと。

おそらく、わかりやすさということを言ったときに、例えば判別のしやすさであれば、今の一括表示の中に全部織り込むのではなくて、違うところに出て、そのことの説明をすることによって非常にわかりやすくなるとか。この表現の仕方、書き方の問題も出てくると思いますから、今、文言ということであれば、視認性というのですか可視性というのですか、そういうふうなことで、そういうふうにとらえられる表現にしたほうが良いんじゃないかと思います。

○池戸座長 その可視性みたいな、本当に判別しやすさみたいなところも、書く、書かないかで受け取るほうも意見の出方が違ってきますから、そこら辺もちょっと盛り込むということですね。はい。

その他どうですか。もう3のところに飛んでいますけれども。どうぞ、ご意見もしあれば言ってください。

論点3の範囲ですね、適用範囲のところも含めて。

はい、どうぞ、鬼武委員。

○鬼武委員 もしこれを3-6だと、もう少し修文してもらって、現行の加工食品にはアレルギー表示が義務表示はされているんですけども、さらにそれ以外に、現行の義務表示がされていないものについても考えるべきではないでしょうか。この3-6はですね。義務表示もありますよね、加工食品はね。そのことを前提とした上で書かないと、新しい対象範囲を広げるということですか。

それから、3-7は、これは栄養表示のところに持つていったら良いのではないですか。ここに入っている理由がよくわかりません。

以上、2点です。

○池戸座長 今のご意見は、どうでしょうか。よろしいですか。3-7は、範囲のところで見るか、まあ、栄養表示のほうが中心の話ですから。

その他、どうでしょうか。

はい、どうぞ、鬼武委員。

○鬼武委員 3-2も、その特性に応じてと、これ上のほうには書いていたのでしたか、ウェブとか何とか。これ、ここにその特性という記述された意味がわかりません。この回答にあるが、販売というの、その特性、義務表示となっていない。販売形態についても、その特性に応じて義務表示を課す。この特性って一体何ですか。3-3のところです。

○池戸座長 ああ、上のほうに、論点3。

○鬼武委員 上のほうには書いてあるのですか。この販売形態が意味することは何ですか。一般の人が読んでもどういう意味かわからないのではないでしょうか。

○増田課長 少し字足らずかもしれません、これはその上に出てくるのが、現行の容器包装上の表示と同様の表示を書くというのが3-2で、今あるもの、容器包装の表示と同じではないけれど、それぞれの販売形態に応じた表示事項というのを検討して、義務表示

としていくべきではないかという意味で書いております。

○鬼武委員 なるほど。そうしたら、ここは加工食品で義務表示がなっている対象範囲の他に、販売形態としても今回義務表示の範囲を新しく広げるということですか、広げることを検討したいというような意味合いですか。

○増田課長 容器包装と全く同じもの对付していくということではなくて、それぞれ必要なものを検討して書くべきではないかということです。

○池戸座長 「特性に応じて」ということは、べたではなくて。

○増田課長 加工食品に付いている表示事項全部について、書くというのではなく、こういうものが必要ですというものは検討して考えていたらどうかということです。

○鬼武委員 その特性というのは、具体的にわからないんですよ、その特性。どういうふうなものがあるのでしょうか。

○池戸座長 特性というのは、表示事項のことを言うのかですね。

○鬼武委員 何を指しているのかわからない。具体的に上と違いは何でしょう。その3-2と3-3の違いです。「特性に応じて義務表示」とする。具体的に例示が1つでもあれば、それで理解できると思うのですが、記述された事務局の方はどのような意味で記載されたのですか。

○増田課長 インターネットでも何かを書こうとか、アレルギーは書こうといったような意味合いでいます。

○池戸座長 ああ、下の3-4、3-5で書いてあるような。特性の中には、媒体と、それからアレルギーみたいな項目と、それからインターネット販売みたいなものと、全部そういうのを含めて特性という、そういうことですね。ということらしいのですが。

らしいんですよと私が言うのもおかしいのですが。そこを、だから、もう少しわかりやすく書いたほうが良いということですよね、今のご指摘は。

○鬼武委員 そうは読み取れないと思います。

○池戸座長 それは率直な大変貴重なご意見なので。多分、一般の方が見てもわかりづらいと思いますので。

はい、中川委員、どうぞ。

○中川委員 そうすると、3-2から3-5までの関係なんですが、3-2は、現在義務となっていないものについて、一律に義務付けてしまうというのが3-2ですか。3-3は、個々に検討しましょうと言って、その具体例が3-4と3-5にあるということになるんですか。

しかし立法をするときにただ一律に義務付けるということはあり得ない話ですので、当然ながら法律というのは義務付ければ必ず例外が出てくるわけですから、やっぱり個々に検討しなきゃいけないのは当然のことです。そうすると、3-2から3-5は何か同じことを言っているような気もするんですけども。

つまり、広げるというのが3-2で、どういう広げ方があるかというので、3-4や3

－5のような形でやっていくという、そういう趣旨ですか。

○池戸座長 多分、3－4と3－5は割合具体的に書いていますので、それ以外に3－3で該当するものがあるかどうかというようなぐらいですよね、ここで言っているのは。これ、わかりづらいのは確かですよね。仮に、3－3だけで書くのであれば、より具体的にちょっと書いたほうが、わからないのと、もういっそのこと3－3を抜いちやって、とりあえず3－4と5だけにするというやり方だと思うのですよね。

3－3は、とりあえず削除ということでどうでしょうかね。具体的に今みたいな議論になってきたら、具体的に何なのといったら、3－4、5ですよというのであれば、そのほうがはっきりしているのではないですか。

多分、そういう案で出しても、他にあるのであれば、出てくると思うんです。こういうのもありますよとかという話もですね。

はい、中村委員。

○中村委員 これが当てはまるかどうかわかりませんけれども、例えば、冷凍食品というのか凍結食品で持ってきて、保存温度のある温度に変えちゃうと。そうすると、変えた日というのが今、義務表示化されていなくて、消費期限とか賞味期限を書いたら良いわけですね、温度を変えたときには。そうすると、温度えた日というのは書かなくても良いわけじゃないですか。義務化されませんから。

僕だったら、例えばそんな事例が、ここを読んだときに当てはまっちゃったんですけどね。他にもあるかもしれないと思います。

○池戸座長 はい、仲谷委員。

○仲谷委員 今後の議論になるかもわかりませんが、インターネット販売のことにつきましては、元の商品の表示事業者とそれを利用した販売者で、その表示責任者はどちらかという議論が出てくると思いますので、それはおそらく3法とは違う次元の法律が関与してくるというふうに思いますので、その辺もこれを聞くときにはちょっと考慮しておく必要があるんじゃないかなと思います。

○池戸座長 はい、二瓶委員。

○二瓶委員 今いろいろ指摘ありましたけど、よりわかりやすくするという意味では、ここに「別添参考資料12頁から15頁参照」と書いてありますので、これはもっと目につくようになっていればよかったのかなと思ったんですけども。

その主な考え方に関連する資料として、この12から15があって、特に12ページの現状についてですけれども、JAS法、食品衛生法、健康増進法とありますけど、もっとわかりやすくするためにには、JAS法では例えば原材料表示だと、食品衛生法ではアレルギー表示だと期限表示だと保存方法とかというふうに、表示事項そのものはある程度入れていったほうがわかりやすいんじゃないですかね。

そうすると、さっきのいわゆる表示事項のことを言っていたり、あるいは業態というか販売形態とかあるので、資料をもうちょっとわかりやすくというか、丁寧にしたらもっと

理解されやすいんじゃないでしょうか。

○池戸座長 ありがとうございます。

いずれにしても、先ほどの最初の議論で指摘事項も参考のほうに移すというような話になっていますので、参考資料というのをセットで見て初めて理解が深まるような、そこら辺のやはりこちらからの投げかけというんですか、ということで、それはこちらからのパブコメを求めるときの特にお願いベースのところで書くべきだと思っていますので。

とりあえず、そうするとちょっと戻りますが、3-3のところはここの表現だけだとわかりづらいものですから、ここはとりあえず削除させていただいてですね。

○中村委員 削除するしかないんじゃないですか。それをしてもらえば良いんじゃないですか。

○池戸座長 そうですか。それとも……

○鬼武委員 いろいろな、多分、委員の方もご存じないような販売形態というのが、今いろいろあり得るわけですか。非常に高度化されていますから。そういう意味では、これはこのままじゃなくて、やっぱり修文していただいて残していただければと思います。

○池戸座長 そうですか。修文にするにしても、わかりやすく修文しないといけないですね。

○鬼武委員 いや、今のは良いので、後で見返して修正してくださいね。

○中川委員 みなさんのご意見を尊重するならば、例えば3-2というのは、一律義務付けで特段の事情がなければ例外を認めないと、多分そういうスタンスで、3-3は義務付けを広げるにあたっては1個1個見ていくということですね。であれば、3-3を販売形態の特性に応じてという形で、1つ1つあるいは適宜、あるいは個々にですかね、義務付けとすべき事項を検討すべきではないかという形で、その3-2と3-3の方向性の違いといいますか、原則義務付けというのと、1個1個慎重にという形で差を付けて、3-3の具体例として3-4、3-5があるというふうな整理にすればわかりやすくなるんじゃないですか。

○池戸座長 そうですね。わかりました。では、そういうふうに修文させていただきます。ありがとうございます。

それでは、次の4と5のほうもセットで、すみませんが。

はい、鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 4と5は個別の論点、これまで検討会で議論してきた項目として、大項目としてあるということで理解しているのですが、5の論点の1と2というのが、これ大きな項目じゃないような気がするのです。栄養表示の義務化のことについて聞いて、そのテクニカルなり、その中身についての聞き方をしている内容です。大項目としては、個別項目としては①加工食品の原料原産地についてと、②栄養表示の義務化と、この2つで良いと考えます。

○池戸座長 特に5は、1と2を分ける必要がないということですね。そうですね、はい、ありがとうございます。

その他、どうでしょうか。

どうぞ、迫委員。

○迫委員 栄養表示については、今の考え方で良いかと思います。そして、実際その中身の対象となる栄養成分等について、これは本当に具体な中身ということになっているんですけども、このナトリウムと食塩相当量の併記という問題についてですが、私はやはり国民にとってわかりやすい食塩相当量、これを優先するべきというふうに考えております。そして、ナトリウムについては、そのコーデックスの問題もありますので、推奨なりまたは別途の情報提供でも良いのではないか。

そういう意味で、ここでお伺いしたいのが、ナトリウムについて表示しなければいけないというふうに消費者庁としては考えていらっしゃるのかどうか。それから、もし食塩相当量を義務表示とした場合に、何らかの問題が発生するのかどうか。この辺の見方というのはどうなのかというところを、別に今日でなくとも結構なんですかとも、教えていただきたい。

イギリスでも、もう既に食塩相当量になっているという例もあるということで、具体的にその取組を進めていったときに、障害となるようなことがあるのかないのかというところは、また改めて教えていただきたい。また、そういう意味で、この食塩相当量を併記するのではなく、食塩相当量が必要であるという書きぶりにしていただければありがたいと思っております。

○池戸座長 そうですね、今の、わかりやすいので。良いですか。じゃ、それ調べて。

今のご意見は、まず食塩相当量優先で、そっちがまずありきという、そういうご意見ですね。それについてはどうでしょうか。国際的観点もあるので、ナトリウムは。良いですか。

はい、鬼武委員。

○鬼武委員 國際的なナトリウムの動向についての説明は時間がないので省きますが、もう1つ気づいた点なのですけれども、栄養表示成分検討会の結論から言うと、そこでは要するに現行の5栄養素というか、その書き方の順位を上げたいというのが趣旨であったので、重要な論点だと考えます。要するに、現行がエネルギー、脂質、たんぱく、何かその順番を、わざわざナトリウムを上げることを栄養成分表示検討会ではあれだけ説明をしていたので、それが有効かどうかというのが1つ、論点としてあるような気がするのです。栄養表示成分検討会の内容からすると、そこで議論を受けとめて、この検討会も重要なことであれば尋ねるべきではないでしょうか。栄養成分表示検討会では成分項目の優先順位、重要な論点あり、報告書の結論には重点的に記述されていたと思います。この点は検討すべきではないでしょうか。

○池戸座長 その5成分の優先順位ですね。

○鬼武委員 そうそう。ナトリウムを上に持ってくるというのは、栄養成分表示検討会の論点から優先順位としてあげることについて聞いたほうが良いと思われます。

○池戸座長 そうすると、そこは5－1－3のところで5成分とすべきじゃないかと書いてあるところあたりに、その優先順位の話を。

○鬼武委員 そうですね。だから現行が、例え強調した場合は成分で書きますよね、その順番。その上で、それを注釈して、それではなくて、ナトリウムをわざわざ上に上げて書くということだと思うのですけど。そう思います。

○池戸座長 はい、どうぞ、森委員。

○森委員 先ほど、栄養表示の論点についての主な考え方について、5－1－1と5－1－2について、比較的対立的なまとめになっているということで、これについては背景を書いていただくということでしょうか、1つは。何か説明を加えていただくということと理解してよろしいでしょうか。

○池戸座長 検討会の検討の経緯ということですね。それはだから、ここの背景に書くのか、その別添の参考資料に付けるのか、どちらでも、それ。何しろ趣旨がよく伝わるようになると、そういうことですね。はい。

○森委員 もう1つ、考え方の5－1－2に関連していることですけれども、その下の論点「対象となる栄養成分等について」に入ってしまっているのですが、例えば5－1－5、これも1つの課題であろうと。栄養成分表示検討会の課題であったと思いますし、そうであるならば、この考え方5－1－2は、単に「義務化ではなく、事業者に自主的取組を推奨すべきではないか」となっているのですけれども、この背景としては、この5－1－5のようなことが当然入っているのであって、これを分けてしまうと非常にわかりにくい。ですから、5－1－5を例えば上に持ってきていただいて、5－1－2と合わせるなりするほうがより望ましいのではないかというふうに考えてございます。

栄養成分表示検討会のときも、食品産業センターのほうから、実際にどの程度栄養成分の情報提供が行われているのかといった調査結果を紹介しております。簡単な紹介になってしまいますが、改めて紹介すると、栄養成分の表示について企業全体としては現状約83%で実際に、任意の情報提供ということがされているのですが、これはあくまでもどれかの商品をやっていると。何らかの商品について提供していますという意味での83%なんですね。

ですから、先ほどからの言葉として、一律に義務付けるということになりますと、全ての商品について義務付ける。そうなりますと、中小企業でも大手企業においても少数なんですね。そういった意味では、多くの製造事業者にとってはその義務化に当たってはかなり課題があるのかなというふうに考えておりまして、やはりこの5－1－5と5－1－2は、きっちり関連付けておいていただく必要があるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○池戸座長 その場合、具体的な何か表現はどうしたら良いかというのはございますか。

○森委員 ただいま、すぐにこういうふうにということを持ち合せているわけではない

のですけれども、この5-1-2の「義務化ではなく」という表現だけではちょっと舌足らずというか、非常にわかりにくいかなということがございますので、5-1-5とある程度合わせていただいて、現在の任意表示と義務化されたときの状況ではかなり違うといったところを、ご判断いただければ良いのかなというふうに考えております。

○池戸座長 確かに5-1-5は、対象となる栄養成分等についてという前提の中では書いていますので、そこら辺、確かにそういう趣旨で書いているのであれば、また正確に書かなければいけませんし。そこは検討させていただきます。

はい、どうぞ、森田委員。

○森田委員 5-1-3のところなんですが、先ほどナトリウムを二番目を持ってくるという案を、5-1-3の中に入れるのではなくて、今ままの5成分の順で、論点を整理するという意味では、ナトリウムが最後というのを多くの八十何%の企業がもうされているわけですから、それを1つ残して、もう1つは順番を変えるとしてはどうでしょうか。それから三番目は、ナトリウムについて食塩相当量、そのそれについて食塩相当量にするというのも出てくるでしょうし、5成分じゃなくて2成分にするという選択もある、全部それぞれの選択が違うんで、一緒くたにしてしまうと論点が整理したことにならないと思うんで、そこは全部1つ1つ分けて書いていただければと思います。

○池戸座長 これは、前段の表示検討会の趣旨を踏まえるという前提で多分書いているとは思うのですが、そういうことではなくて、もう最初から今の現行ありきという。

○森田委員 議論していないんじゃないですか。その部分はまだ栄養成分表示について時間がないので議論していないと思ったのですが。

○池戸座長 そうですか。あれ提案みたいな形ではないのですか。していますよね、この形で。それを前提で多分ここ書かれているとは思うんですが。

○森田委員 わかりました。でしたら結構です。

○池戸座長 良いですか。

その他どうでしょうか。

はい、どうぞ、山根委員。

○山根委員 栄養表示のほうでなくてよろしいですか。四番のほう、加工食品の原料原産地表示の拡大ですけれども。

委員からいろいろ意見が出ているのは存じていますが、そもそも前提として背景に書いていただきたいと思うんですが、加工食品のこの原産地表示の拡大というのは、消費者基本計画にも明記をされていて、消費者庁では着実に拡大することとしているという、それは明らかな背景ですので、それはここに書いていただきたいと思います。

先日受けました消費者庁さんからの事前説明でも、全ての加工食品に義務化の方向でいくとは思うけれどもというような説明があったんですが、それなのに、最初に私たちに示された論点整理の案のこの内容、委員の指摘等も含めて、そのときよりも拡大に否定的な意見というのが大幅に増えているというのは、ちょっとおかしくないかなというふうに

感じました。消費者庁はこの原料原産地表示を縮小の方向で考えていると受け取られると思いますが、それは不適切ではないかなと思います。

産地偽装とか食品事故が発生したり、また特定の産地を強調する表示等が誤認を与えるこというようなことで拡大が進んできたと思っているんですが、やはり正しい産地情報を与えて消費者に適切に選択させるということは行政の役割だと思っています。産地表示がかえって誤認を与えるとか、風評被害をということはよく言われますけれども、そうした風評被害等を恐れて情報を伏せるということは、私はかえって不安を増大させて行政とかメーカーの信頼をなくすものではないかと考えています。

ですから、「～～産」と書いたから、売れないからあいまいな表示にさせてほしいというようなことを認めるというのは、消費者庁がすべきことではないと思います。消費者が情報を正しく理解するとか、こういった消費者側の役割とかもちろんあるわけですけれども、また全て義務化というようなことを望んだとしても到底無理なところへの配慮というのにはありますし、そういった別途検討は必要ですけれども、少なくとも消費者庁ができる、以前よりも表示が縮小、多くを消費者に知らせる必要はないというようなことで進むのは、もう考えられないです。この拡大へ向けた適切な方策を協議するというようなことも、論点整理に入れていただければと思います。

○池戸座長 はい、森委員。

○森委員 すみません、私の発言の1つ、訂正をさせていただきたいと思いますけれども。

先ほど、栄養表示のところにちょっと戻っていただければというふうに思うのですけれども。考え方5－1－5を5－1－2のほうに付けていただきたいというようなことをご提案いたしましたけれども、それでは「自主的取組を推奨すべき」ということと矛盾してしまいます。

5－1－1のほうに、むしろ5－1－5を入れていただくということになるというふうに考えています。仮に義務化を進めていくということであれば、こういったこれらの困難な事業者をどう取り扱ったら良いのかということになるとかですね。

5－1－2については、自主的取組を推奨してもらうということですので、5－1－1を訂正させていただきたいというふうに考えております。基本的には、現状において、課題がございますので、そういったところで自主的取組を推奨していくということのほうが望ましいというふうには考えております。

○池戸座長 ありがとうございます。

その前に、山根委員のご発言の内容は、確かに背景のところでもやはり書いたほうが良いと思うんですね。要するに、基本計画の中にははっきり書いていますので、そういうところで、必ず書くという、検討させていただくということで。

はい、どうぞ、市川委員。

○市川委員 10ページの原料原産地表示について、この検討会の論点整理になるはずなので、この会の中で議論したときの議論の行方というか顛末とかというのを意識すると、私

はこの考え方の書き順というのは多分違ってくると思うんです。そういうところも考慮していただきたいと思います。

○池戸座長 それはかなり多数のご意見の部分とそうじやないというところがあるのでと、そういうことですよね。

　　はい、中村委員。

○中村委員 今のこの論点4にしても論点5にしても、事業者の方が本当にそういう実態であるかどうかということについて私は若干疑問もあるので、先ほども申し上げたように、四番、五番についての論点整理をさらにもし深めるとしたら、これはこれでとりあえず良いと思うんですが、さっきもお願ひしたように、事業者が一体どういう状態であるかということを開示していただいた上で議論したら良いんじゃないかと、こう思っています。

○池戸座長 その他。よろしいですか。

　　はい、どうぞ、二瓶委員。

○二瓶委員 参考資料のほうには非常に詳しくいろいろなのが出ているんですけど、原料原産地についてですけれども、これまでの果たしてきた役割とか、そういうものは非常に大きかったと思うんですけども。ただ、これまで苦労して、食品の表示に関する共同会議はじめ苦労されて、加工食品の原料原産地の対象を選定するに当たっては、その要件を明示して明確にして、それに沿って選定されてきたと思うんですね。ですから、今後拡大を検討するという場合でも、そのことをどうするのか、見直すのか見直さないのか。

やっぱり、表示基準ですから、原料原産地の表示義務対象の選定要件というのは、これは前から言っていることなんですけど、現状の要件ではもう限界に到達しているのは明らかですし、拡大するというのであれば、その議論がなくては選定できないと思うんですよね。

そのことは、パブリックコメントの段階でも、選定要件についてこの主な考え方とか背景をきちんともうちょっと強調しておいて、それが見直されるなり新たな原則を打ち立てるということを前提にした拡大論議になっていくというふうになろうかと思うんですけど、そういう趣旨を盛り込めないでしょうかというふうに思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

　　その他、どうでしょうか。時間が大分もう相当過ぎましたが。

　　はい、市川委員。

○市川委員 参考資料についてなんですが。

○池戸座長 良いですよ、参考資料、はい。

○市川委員 参考資料についてお願ひがあります。12ページに、食品の表示の現状ということで、12から13ページに書いてあるんですが、コーデックスとか他国の現状とか、そういう比較のページもぜひ入れていただきたいと思います。これからパブリックコメントを求めたりするときの貴重な参考の資料になると思います。お願ひしいます。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。

時間が毎回ない中でのご議論なので、非常にまとまりがなくて申し訳ないのですが、今日いろいろなご意見を頂戴しましたので、できるだけご意見を反映するような形で検討させていただくということで、事務局と私とあとは個別の委員の方々とまたご相談しながら、一応案をつくらせていただいて、みなさんのはうにご提示して、ご確認いただくというような形をさせていただければと思いますが。

そのとき、今日も例えば論点についての主な考え方をメインにして、指摘のところは別途参考のところにというような話になりましたが、参考のところも、さつき加工食品の原料原産地のように、今までのいろいろな経緯もありますし、そこら辺を十分情報提供した上でのご意見を賜るということが重要かと思いますので、そういうふうになるような書きぶりというのでしょうか、そういう形をさせていただきたいということでございます。

あと、最初の「はじめに」のところもセットということなので、今日もご意見いただきましたので、第2パラグラフの第5回検討会というのが、今日は第6回ですから、この検討会も含めて出た議論という形で修正していただいたほうが良いのかなというふうに思いますので、そうさせていただきたいと思います。

ということで、今日は本当にいろいろなご意見ありがとうございました。この後、スケジュールにつきまして、事務局のはうからご説明をいただきたいと思います。

○平山企画官 本日は貴重なご議論をありがとうございました。今、座長からもございましたように、いただいた意見を踏まえまして、精力的に資料をブラッシュアップしたいと思っております。

今後でございますけれども、この検討会が始まる際に、中間論点整理が終わった後、意見募集をしたいということを申し上げておりました。この中間論点整理の内容が固まりましたら公にするということでございまして、併せて、中間論点整理を踏まえて、対面でございますけれども意見交換会を開催したいと思っております。

予定としては、3月23日、金曜日でございますけれども、ここで1日お時間をいただきて、意見交換会を開催したいと思っています。正式には、ホームページ等で開催の通知はさせていただきたいと思っております。

パブリックコメントする際に、あわせて意見表明されたい方の募集をしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

簡単でございますが、今後のスケジュールでございました。

○中村委員 次回以降はどうなるのでしょうか。

○池戸座長 それで、今のようなスケジュールですので、おそらく3月いっぱいは意見収集、それから整理にかかるかと思いますので、多分、次回は4月にということでよろしいですね。ということで、はい。

日程調整は、また事務局のはうで調整いただきましてご連絡差し上げるという形をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○鬼武委員 パブリックコメントのスケジュールについては概ね2月末までに予定していると考えているのですか、その頃に出すと考えて良いでしょうか。

○平山企画官 この資料の出来ぐあいにもよると思うのですけれど、遅くとも3月の初めぐらいには始めたいなと思っております。

○森田委員 検討会の委員には何か注文するということもありますか。

○平山企画官 その点についてもご相談させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○池戸座長 そういうことで、また今月中が、委員のみなさま方にご意見等もいただきたいということがございますので、ぜひご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

じゃ、今日はこれで終わらせていただきます。どうもお疲れさまでございました。

午後0時48分 閉会